

婦人関係資料シリーズ
法規関係第一号

売春に関する法令

—改訂版—

労働省婦人少年局

は し が き

売春問題は深刻な社会問題として世の関心を高めつつあり、各方面からこれに対する何等かの措置が強く要望されておりますので、婦人少年局ではこの問題解決の推進に寄与される方々のための参考資料としてさきに婦人関係資料シリーズ法規関係第九号「売春に関する法令」を出版しましたが、最近当資料を要望される方が非常に多いので、内容にも幾分の増補、改訂を加えて再集録しました。

なお、本資料は国内の売春に関する諸法令及び日本に関係のある国際条約に限り、外国諸法令については別冊刊行することにしました。

一九五五年七月

目次

一 売春に関する法律、命令、規則

1	日本国憲法	一
2	婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令	一
3	刑法	一
4	民法	三
5	労働基準法	三
6	女子年少者労働基準規則	四
7	職業安定法	四
8	児童福祉法	五
9	性病予防法	六
10	風俗営業取締法	七
11	警察官等職務執行法	八
12	軽犯罪法	九
13	旅館業法	九

14	道路交通取締法	九
15	道路交通取締令	一〇
16	都市計画法	一〇
17	建築基準法	一〇
18	公衆浴場法	一一
19	出入国管理令	一二
二 売春取締条例		
1	取締条例一覽	一三
2	取締条例	一八
三 売春に関する国際条約		
1	醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約	五二
2	婦人及兒童ノ売買禁止ニ関スル国際条約	五三
3	成年婦女子売買の禁止のための国際条約	五九
4	人身売買及び売淫強要の禁止に関する条約	六一

一、売春に関する法律、命令、規則

1 日本国憲法

(個人の尊重と公共の福祉)
第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)
第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

2 婦女に売淫をさせた者等の処置に関する勅令

(昭和二三、二、一五、勅令第九号)

(売淫をさせた者の罪)
第一条 暴行又は脅迫によらないうで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
(売淫を内容とする契約をさせた者の罪)
第二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
(未遂罪)

第三条 前二条の未遂罪は、これを罰する。
(註) 昭和二十七年五月七日法律第三十七号「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律」により、昭和二十七年四月二十八日、日本が独立した以後も引続き有効となっている。

8 刑 法

(明治四〇、四、二四、法第四五号)(抄)

(公然わいせつ)
第七十四条 公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ五百円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス
(強制わいせつ)
第七十六条 十三才以上ノ男女ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス十三才ニ滿タサル男女ニ対シ猥褻ノ行為ヲ為シタル者亦同シ
(強姦)
第七十七条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三才以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ姦淫ノ罪ト為シ二年以上ノ有期懲役ニ処ス十三才ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ
(準強姦わいせつ強姦)
第七十八条 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乗ジ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ヲラシメテ猥褻ノ行為ヲ為シ又ハ姦淫シタ

ル者ハ前二条ノ例ニ同シ

(未遂)

第二百七十九条 前二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(報告罪)

第二百八十条 前二条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

(強姦致死傷)

第二百八十一条 第二百七十六条乃至第二百七十九条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷

シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

(左行勸誘)

第二百八十二条 福利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘シテ姦淫セ

シタル者ハ三年以上ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

(強姦)

第二百八十三条 生命、身体、自由、名誉若クハ財産ニ対シテ強姦ヲ加フ可

キコトヲ以テ脅迫シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

2 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シテ強姦ヲ加フ可キコトヲ

以テ脅迫シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

タル者亦同シ

3 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(官利誘拐)

第二百八十五条 官利、狼藉又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シ

タル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

(国外移送刑罰、人身売買)

第二百八十六条 日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル

5 労働基準法

(昭和二十二年四月七日、法第四九号) (抄)

(強制労働の禁止)

第五十条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体ノ自由を不

当に拘束する手段によつて、労働者ノ意思に反して労働を強制しては

ならない。

(中間採取の排除)

第六十条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人ノ就

業に介入して利益を得てはならない。

(適用事業の範囲)

第八十条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所につい

て適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又

は家事使用人については適用しない。(一)号一十二号省略)

十四 旅館、料亭店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

(十五号以下省略)

(前借金相殺の禁止)

第十七条 使用者は、前借金その他労働することと条件とする前借の債

権と賃金を相殺してはならない。

(最低年令)

第五十六条 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはな

ない。

前項の規定にかかわらず、第八号第六号乃至第十七号の事業に係る職

ル者ハ二年以上ノ懲役ニ処ス

2 日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ被拐取者若クハ被売

者ヲ日本国外ニ移送シタル者亦同シ

(拐取刑罰、被拐取者收受)

第二百二十七条 前二条ノ罪ヲ犯シタル者ヲ補助スル目的ヲ以テ被拐取

者又ハ被売者ヲ收受若クハ買取シタル者ハ三年以上五年

年以下ノ懲役ニ処ス

2 福利又ハ狼藉ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被買者ヲ收受シタル者ハ六

月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

(未遂)

第二百二十八条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(強姦罪)

第二百二十九条 第二百二十六条ノ罪、同条ノ罪ヲ補助スル目的ヲ以テ

犯シタル者ハ第二百七条第一項ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章

ノ罪ハ福利ノ目的ニ出テタル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取

者又ハ被売者犯人ト婚姻ヲ為シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判

確定ノ後ニ非レハ告訴ヲ効ナシ

4 民法 (明治二十九年四月二日、法第八九号) (抄)

(成年年齢)

第九十条 公ニ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為

ハ無効トス

については、行政官庁の許可を受けて、満十五才以上の児童をその者
の修練時間外に使用することが出来る。(但書省略)

(年少者の証明書)

第五十七条 使用者は、満十五才に満たない者については、その年令を証

明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。(一)項省略)

(危険有害業務の就業制限)

第六十三条 (一)項省略)

2 使用者は、満十五才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な

原料若しくは材料又は爆発性、炎火性若しくは引火性の原料若しくは

材料を取扱ふ業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは

有害ガス若しくは有害放射線を飛散する場所又は高温若しくは高圧の

場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業

務に就かせてはならない。(二)項以下省略)

(罰則)

第五十七条 第五十条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の

懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金に処す。

(同) (罰)

第六十条 第六十条、第四十八号、第五十六号又は第六十四号の規定に

違反した者は、これを一年以上の懲役又は一千万円以下の罰金に処す。

(同) (罰)

第六十九号 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又

は五十万円以下の罰金に処す。

一 第三号、第四号、第七号、第十六号、第十七号、第十八号第一項、

第十九号、第二十号、第二十二号第二項、第二十三号、第三十三号

第三十四條、第三十五條、第三十九條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第百四條第二項の規定に違反した者（二号以下省略）

6 女子年少者労働基準規則

（昭和二九、六、一九、労働省令第一六号）（抄）

（年少者の就業制限の業務の範囲）

第八條 法第六十三條第一項及び第二項の規定により満十八才に満たない者を就かせてはならない業務は、前条に規定するものの外、左の各号に掲げるものとする。（但書省略）

（一）号一四十三号省略）

四十四 酒席に侍する業務

四十五 特殊の遊興的接客業における業務

（四十六号省略）

（児童の就業禁止の業務の範囲）

第十條 労働基準監督署長は、第八條各号に掲げる業務の外、左の各号に掲げる業務については、法第五十六條第二項の規定による許可をしてはならない。

（一）号一四号省略）

三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務

労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ、定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

7 第一項の許可の有効期間は、一年とする。

8 第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

（無料職業紹介事業）

第三十三條 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、第三十三條の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に対し許可をなす場合には、この限りでない。

3 第一項の許可の有効期間は、二年とする。

4 第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

（兼業の禁止）

第三十三條の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業その他これらに類する営業を行つた者は、職業紹介事業を行つてはならない。

（罰 則）

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

（四号一五号省略）

7 職業安定法

（昭和二三、一一、三〇、法律一四二号）（抄）

（有料職業紹介事業）

第三十二條 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする者の職業をあっ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

2 労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

3 営利職業紹介事業を行つた者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

4 前項の者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

5 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定める額の許可料を納付しなければならない。

6 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行つた者は、それぞれ、労働

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

（同 前）

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料の職業紹介事業を行つた者

二 第三十三條第一項の規定に違反した者

三 第三十六條又は第三十七條第二項の規定に違反した者

（四号一五号省略）

（同 前）

第六十五條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

二 第三十二條第六項の規定に違反した者

五 第三十三條の四の規定に違反した者

九 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

8 児童福祉法

（昭和二三、一二、一二、法律一六四号）（抄）

（見 章）

第四條 この法律で、児童とは、満十八才に満たない者をいふ。児童

を左のように分ける。

一 乳児 満一才に満たない者

二 幼児 満一才から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八才に達するまでの者

(児童保護のための禁止行為)

第三十四条 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

(一号—五号省略)

六 児童を淫行をさせる行為

七 前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引渡す行為及び当該引渡行為のなされる虞があるの情を知つて、他人に児童を引渡す行為

八 成人及び児童の爲の正当な職業紹介の機関以外の者が、營利を目的として、児童の養育をあつ旋する行為

九 児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基づくものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

(二項省略)

(禁止行為違反の罪)

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

2 第三十四条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号から第九号

受けるべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

(治療を受けるべき旨の命令、入院入所命令等)

第十五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があるとき、患者又はその保護者に対し、その患者の病毒が伝染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることができる。

(第三項省略)

(吏員の立入調査質問権)

第二十二條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該吏員をして、患者又は性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者の住所もしくは居所又はその従業する場所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

(性病患者の売いん)

第二十六條 伝染の虞がある性病にかかつている者が、売淫をしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(性病患者の売いんあつ旋等)

第二十七條 売淫のあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかつていることを知つていたときは、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 売淫のあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をす

まで又は同条第三項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

3 児童を使用する者は、児童の年令を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

9 性病予防法

(昭和二三、七、一五、法第一六七号)(抄)

(健康診断受診命令)

第十条 都道府県知事は、第六条の規定による届出に基づき、性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、性病にかかつていのかどうかに関する医師の健康診断をうくべきことを命ずることができる。但し、現に医師の治療をうけている旨の証明書を提出した者に対しては、この限りでない。

(健康診断受診命令、強制検査)

第十一条 都道府県知事は、正当な理由により売淫常習の疑いの著しい者に対して、性病にかかつていのかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

(同 前)

第十二条 都道府県知事は、性病のまん延が著しい場合において、その治療及び予防のため、性病にかかつていると認めらるに足りる正当な理由のある者に対し、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受け、健康診断の方法その他必要な事項を指定して、医師の健康診断を

る者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかつていることを、過失によつて知らなかつたときも、また同様である。

(性病患者の一定行為の禁止違反)

第二十八條 伝染の虞がある性病にかかつている者が、性交、授乳その他病毒を感染させる虞が著しい行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つてこれを論ずる。

(届出、懈怠等)

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを三千元以下の罰金に処する。

(一—二号省略)

三 第十条又は第十五条第一項若しくは第二項の命令に違反した者
四 第十一条の規定による命令に違反した者、又は同条若しくは第十二条の規定による健康診断を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(五号省略)

10 風俗営業取締法

(昭和二三、七、一〇、法第一三三号)(抄)

(定義)

第一条 この法律で風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいう。

一 待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二 キヤベレ、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

三 玉染場、まねぢやん屋その他設備を設けて客に射俵心をさせる虞のある遊技をさせる営業

(営業の許可)

第二条 前条の営業を営もうとする者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

(条例の制定)

第三条 都道府県は、条例により風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

(行政処分)

第四条 公安委員会は、風俗営業を営む者(以下営業者という)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に關し、法令又は前条の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業の許可を取消し、若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

(立入)

第六条 当該官吏及び吏員は、この法律又はこの法律に基く都道府県

予防又は人の生命、身体若しくは財産に對する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

(三項—四項省略)

12 軽犯罪法

(昭和二三、五、一、法第三九号)(抄)

(罪)

第一条 左の各号の一に該当する者はこれを拘留又は科料に処する。

(一)号—(三)号省略

四 生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ一定の住居を持たないもので諸方をうろついた者

(五号—十九号省略)

二十 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方であり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者。

(二十一号—二十七号省略)

二十八 他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身邊に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方であり他人につきまとつた者

(二十九号以下省略)

(刑の免除、併科)

第二条 前条の罪を犯した者に対しては、情状により、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。

の条例の案題について必要があるときは、風俗営業の営業所に立入ることができる。

(二項省略)

(罰則)

第七条 第二条第一項の規定に違反し、又は第四条の規定による公安委員会の処分に違反した者は、これを三ヶ月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

2 第三条の規定に基く都道府県の条例に違反し、又は前条の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千元以下の罰金に処する。

3 第二条第二項の規定に違反して届出をなさず、又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する。

(同前)

第八条 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

11 警察官等職務執行法

(昭和二三、七、二二、法第三六号)(抄)

(立入)

第六条 (一項省略)

2 興業場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の集集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官等が犯罪の

(教唆、補助)

第三条 第一条の罪を教唆し、又は補助した者は、正犯に準ずる。

13 旅館業法

(昭和二三、七、二二、法第三八号)(抄)

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき

二 宿泊しようとする者が、とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき

(後略)

14 道路交通取締法

(昭和二三、二、八、法第三〇号)(抄)

(交通妨害行為の禁止)

第二十五条 道路において交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような行為で命令で定めるものは、これをしてはならない。

(義務違反)

第二十九条 左の各号の一に該当する者は、これを三千元以下の罰金又は科料に処する。

一 第八條第一項、第九條第三項若しくは第七項（第九條の二第四項において準用する場合を含む。）、第九條の二第三項、第十一條、第十二條第一項、第二十四條第二項、第二十五條又は第二十六條第一項の規定に違反した者
（二号以下省略）

15 道路交通取締令

（昭和二八、八、三二、政令第二六一号）（抄）
（道路における禁止行為）
第六十八條 法第二十五條により、道路においてしてはならない行為は、左の通りとする。

- 一 交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、限り又は立ちどまつてゐること
- （二号以下省略）

16 都市計画法

（大正八、四、五、法第三六号）（抄）
（建築基準法の地域及び地区の指定等風致及び風紀地区等の指定）
第十條 （一）項省略

2 都市計画区域内に於ては建築基準法による地域及び地区の外土地の状況により必要と認めるときは風致又は風紀の維持の爲特に地区を指定することを得

（住居地域内に、住居専用地区を指定することができる。）
（二）項—三項省略

4 前項の地区内においては、別表第二（一）（ろ）に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が、工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（五）項省略
（註）別表二、専用地域内の建築物の制限（ろ）工業専用地区内に建築してはならない建築物。

- （一）—三項省略
- 四 料理店又は飲食店
- 五 待合、キャバレー、その他これに類するもの
- （六）以下省略

（特別用途地区）

第五十二條 建設大臣は、都市計画上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、用途地域内に、特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区を指定することができる。

（二）項—三項省略
（罰 則）

第九十九條 左の各号の一に該当する者は五万円以下の罰金に処する。

（一）号—六号省略

七 第四十九條、第五十條第二項若しくは第四項又は第五十三條第一項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

（三）項省略

17 建築基準法

（用途地域内の建築制限）
（昭和二五、五、二四、法第二〇一号）（抄）

第四十九條 住居地域内においては、別表第二（一）（イ）に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が住居の安寧を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（二）項—三項省略

4 工業地域内においては、学校、病院、劇場、映画館、演芸場、料理店又は旅館の用途に供する建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。

（註）別表一、用途地域内の建築物の制限（イ）住居地域内に建築してはならない建築物
（一）—四項省略

- 五 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 六 待合、キャバレー、舞踏場その他これに類するもの
- （七）以下省略

（専用地区）

第五十條 建設大臣は、住居の環境を保護するため必要と認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、

（八号以下省略）

18 公衆浴場法

（昭和二三、七、二二、法第一三九号）（抄）

第三條 浴場業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、公衆浴場に於て、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。
第七條 都道府県知事は、営業者が第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該営業者に対する処分の原因と認められる違反行為を文書によつて通知し、当該営業者又はその代理人が、公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第二條第一項の規定に違反した者
- 二 前條第一項の規定による命令に違反した者

町 条 例

町 名	条 例 の 件 名	制 定 又 は 公 布 年 月 日	番 号	取 締 事 項	頁 本 数 文
(兵庫)川 西	街路等における亮春勸誘行為等の取締条例	昭和六・二・二	条例第二号	三	三
(福岡)戸 屋	戸屋町風紀取締条例	〃 六・三・六	〃	三	三
(北海道)千 歳	千歳町風紀取締条例	〃 六・六・二〇	〃	三	三
(長野)軽 井 沢	軽井沢町亮春取締条例	〃 六・七・一	〃	三	三
(青森)大 三 沢	亮澤及び風紀取締条例	〃 六・二・二〇	〃	三	三
(東京)福 生	福生町風紀取締条例	〃 六・二・二〇	〃	三	三

35	防 府	防府市風紀取締条例	〃 六・六・一	〃	三	三
34	川 崎	川崎市風紀取締条例	〃 六・四・一	〃	三	三
33	池 田	池田市風紀取締条例	〃 六・二・二〇	〃	三	三
32	八 尾	風紀取締条例	〃 六・二・二〇	〃	三	三
31	守 口	亮春勸誘行為等取締条例	〃 六・八・四	〃	三	三
30	岡 山	亮春取締条例	〃 六・八・四	〃	三	三
29	札 幌	札幌市風紀取締条例	〃 六・三・一七	〃	三	三
28	市 川	亮春等取締条例	〃 七・三・四	〃	三	三
27	八 戸	街路取締条例	〃 七・九・一	〃	三	三
26	鎌 倉	鎌倉市美化条例	〃 七・八・一	〃	三	三
25	加 古 川	加古川市条例第十三号	〃 七・七・八	〃	三	三
24	京 都	風紀取締条例	〃 七・五・三	〃	三	三
23	姫 路	亮いん等取締条例	〃 七・四・一	〃	三	三

22	尼 崎	尼崎市条例	〃 七・二・二	〃	三	三
21	横 濱	風紀取締条例	〃 六・三・三	〃	三	三
20	小 樽	小樽市風紀取締条例	〃 六・三・一	〃	三	三
19	熊 本	風紀取締条例	〃 六・二・八	〃	三	三
18	焼 津	道路等における亮春勸誘等取締条例	〃 六・二・三	〃	三	三
17	函 館	函館市風紀取締条例	〃 六・一〇・八	〃	三	三
16	枝 手	街路等における亮春に關する諸行為取締条例	〃 六・一〇・一	〃	三	三
15	横 浜	横浜市風紀取締条例	〃 六・一〇・一	〃	三	三
14	西 宮	亮いん等取締条例	〃 六・九・九	〃	三	三
13	富 士 吉 田	富士吉田市風俗保安条例	〃 六・九・四	〃	三	三
12	清 水	清水市道路等に於ける亮春勸誘等取締条例	〃 六・九・三	〃	三	三
11	津 久 見	街路における亮春勸誘等の取締条例	〃 六・八・三	〃	三	三
10	小 倉	小倉市風紀取締条例	〃 六・七・六	〃	三	三
9	伊 東	道路等における亮春勸誘取締条例	〃 六・七・四	〃	三	三
8	岩 手	亮春等取締条例	〃 六・六・三	〃	三	三
7	神 戸	亮いん等取締条例	〃 六・五・六	〃	三	三
6	奈 良	街路等における亮春勸誘行為等の取締条例	〃 六・四・二〇	〃	三	三
5	豊 中	風紀取締条例	〃 六・三・一〇	〃	三	三
4	甲 府	甲府市風俗保安条例	〃 六・三・一〇	〃	三	三
3	佐 世 保	佐世保市風俗取締条例	〃 六・三・一〇	〃	三	三
2	大 阪	街路等における亮春勸誘行為等の取締条例	〃 六・三・一	〃	三	三
1	別 府	街路における亮春勸誘等の取締条例	昭和三・八・三〇	条例第三号	三	三

村 条 例

村 名	条 例 の 件 名	制 定 又 は 公 布 年 月 日	番 号	取 締 事 項	頁 数
(山梨)中 野	中野村風俗並清潔等取締条例	昭和五・六・七		異 例	完
(青森)市 川	衛門取締条例	昭・九・七	条例第三号	一、四、五	二
(東京)砂 川	砂川村風紀取締条例	昭・二・三	昭・二・三	一、四、六	三

註(1) 取締事項欄の数字は次の内容についての処罰規定があることを示す。

- 一 売春行為 二 売春の相手方となる行為 三 売春婦が勧誘する行為 四 売春あつ旋の目的で行う直接間接の客引、見張、援助及取締妨害等の行為 五 場所の提供 六 特殊關係(娼族業務雇用等)を利用して売春をさせる行為。

(2) 性交類似行為をも取締っているもの

栃木県条例、福岡県条例、佐賀県条例、伊東市条例、清水市条例、焼津市条例、大田市条例、豊中市条例、神戸市条例、西宮市条例、奈良市条例、尾崎市条例、岐阜市条例、姫路市条例、京都市条例、岡山市条例、防府市条例、川崎市条例、池田市条例、加古川市条例、守口市条例、八尾市条例、川西市条例、

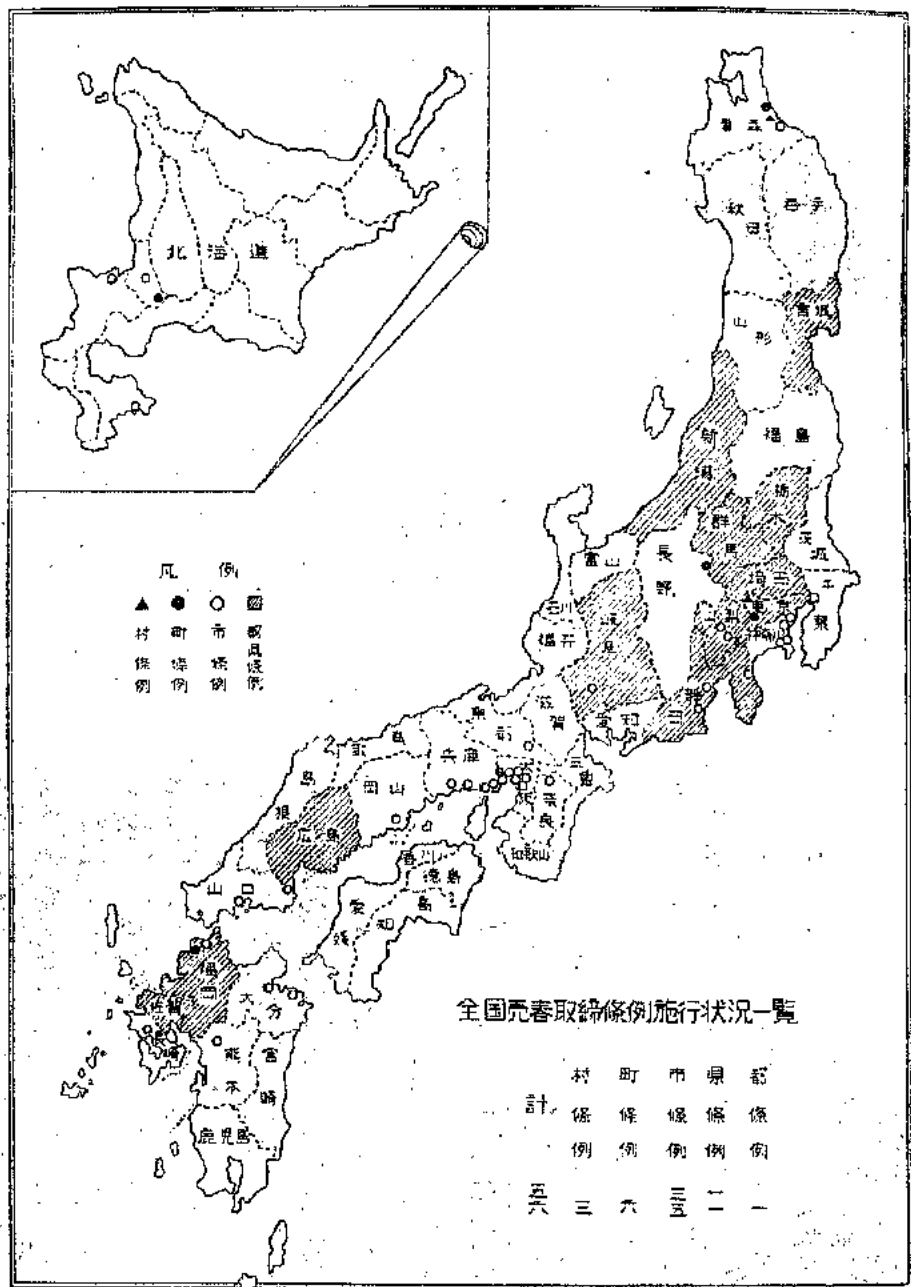
(3) 廃止された条例

1. 香川県善通寺町条例第1号(昭和五・一・一公布)「売春取締条例」

2. 香川県端岡村条例第8号(昭和五・一・一公布)「売春取締条例」

3. 福岡県和白村条例第88号(昭和五・一・一公布)「和白村風紀取締条例」

(4) 制定月日順により記入。



2 取締 条例

千歳町風紀取締条例

(昭和二十六、六、二二千歳町条例第一六号)
(改正昭和二八、九、九千歳町条例第二四号)

第一条 この条例は、売春に関する諸行為を取締ることによつて善良の風俗を維持し社会秩序を保持することを目的とする。

第二条 この条例で「売春」とは報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 道路その他公共の場所において他人の進路に立ちふさがり他人の身辺につきまとい、その他これらに類する方法をもつて売春の相手方となるように勧誘し、又は斡旋したものには三月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留を科する。

2 売春の相手方となるように勧誘し又はあつ旋する目的で道路その他公共の場所において客引をし又は立ちどまり往きし若しくはうろついたものには一万円以下の罰金拘留又は科料を科する。

第四条 売春の相手方となるように勧誘し又はあつせんする目的で通行人その他の者が外部から見通し又は見透かすことができる状態で屋内において客引をし又は相手方を求める意図を現わすようにして客待ちをし、若しくは写真掲げ若しくは善良の風俗を害するような写真又は絵画等を掲げその他よう発的な行為をしたもの又はこれらの行為をさせたものには三月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留を科する。

約束で場所を提供すること。

第四条 前条第一号の規定に違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 前条第二号の規定に違反した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五条 常習として、第三条第一号の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は、二万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第三条第二号の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は、四万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

函館市風紀取締条例 (昭和二六、一〇、二六) (函館市条例第三四号)

第一条 この条例は、売春のための勧誘等の行為を取締ることによつて善良の風俗を保持することを目的とする。

第二条 道路、公園、広場又はこれに類する場所で他人に対し売春の相手方となるよう勧誘した者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 前条の者のために報酬を受け又は受ける目的で売春の場所を提供した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第五条 常習として第三条第一項又は第四条の罪を犯した者には六月以下の懲役又は二万円以下の罰金を、第三条第二項の罪を犯した者には三月以下の懲役又は二万円以下の罰金を科する。

第六条 第三条若しくは第四条の行為をなし又は他人のこれらの行為を利用して売春を行つた者に対しその場所を提供した者には一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金を科する。

附 則

1 この条例は昭和二十八年十月一日から施行する。

2 この条例施行前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小樽市風紀取締条例 (昭和二六、一二、一施行) (小樽市条例第五五号)

第一条 この条例は、道路その他公共の場所における売春のための勧誘等を取締ることによつて善良の風俗を維持し、社会の秩序を保持することを目的とする。

第二条 この条例において売春とは、報酬を受け又は、受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 売春のために、左の行為をしてはならない。

一 道路その他公共の場所において、他人の進路に立ちふさがり又は、その身辺につきまとい、若しくは、呼びかけるなどの方法を以て、自己又は他人のために売春の相手方となるように勧誘し又は、させること。

二 前号の行為をなして、売春をなす者から対価を受け又は、受ける

札幌市風紀取締条例 (昭和二八、三、一七) (札幌市条例第二〇号)

第一条 この条例は売春及び売春に関する諸行為を取締ることによつて善良の風俗を維持し、社会の秩序を保持することを目的とする。

第二条 この条例で売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 売春をした者又は売春の目的をもつて左の各号の一に該当する行為をした者は一万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 自ら勧誘すること。

二 自ら道路その他公共の場所において立ちどまつたり、うろついたり、他人の進路に立ちふさがつたり、他人の身辺につきまといたりその他これに類する行為をすること。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売春の周旋をする目的をもつて前条第一項の行為をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五条 売春をさせる目的で婦女を雇入れた者又は親族、業務、雇傭等の特別関係による影響力を利用して売春をさせた者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六条 売春のために場所を提供した者、同居させた者又は自己若しくは他人の管理する家に居住させた者は六月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は一年以下の懲役又は五万円以下の

罰金に処する。

附則

第一条 この条例は公布の日(昭和二十八年四月十三日)から施行する。但し第六条の規定はこの条例公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第二条 札幌市風紀取締条例(昭和二十六年条例第四号)は廃止する。

第三条 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による。

売淫及び風紀取締条例

(昭和三十九年四月十三日法律第六十九号)
(改正昭和三十九年四月十三日法律第六十九号)

第一条 この条例に於て売淫とは報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいい、風紀とは、社会通念的な善良の風俗を指す。

第二条 売淫をした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。常習として売淫をした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

売淫の相手方も又五千円以下の罰金に処する。

第三条 親族、雇傭その他特殊の關係を利用して売淫をさせ、又は売淫を内容とする契約をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 営利の目的をもつて売淫の斡旋、勧誘又はその場所を提供した者は第二条第二項を準用する。常習として前項に違反した者は第三条を準用する。

第五条 売淫の目的で他人の身边につきまといたり又は之を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売淫をした街娼は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 営利の目的を以て街娼の売いん行為につきあつた斡旋、勧誘を為し又はその場所を提供した者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六条 この条例の適用に当つては住民の権利を不当に侵害しないように留意しその本来の目的を逸脱して乱用することがあつてはならない。

附則

この条例は公布の日から施行する。

街娼取締条例

(昭和二十七年十月一日法律第三二七号)
(宮城県条例第三二七号)

(目的)

第一条 この条例は、道路その他の場所における売淫に関する諸行為を取締る事により、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図る事を目的とする。

(定義)

第二条 この条例において街娼とは、街頭又はその他の場所で売淫する婦女子をいう。

2 この条例において売淫とは報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交する事をいう。

(売淫の勧誘)

第三条 売淫の目的で他人の身边につきまといたり、又はこれを誘つた

第六条 大衆の視野にある歩道その他公開の野外に於て不特定の相手方と接吻、抱擁又は性交した者は千円以下の罰金又は拘留に処する。

第七条 本町に風紀取締委員会(以下単に委員会と称する)を設置する。

第八条 委員会は売いん及び風紀につき取締機関に積極的に協力し且つ結果につき町長に報告するものとする。

第九条 委員会は委員二十五名をもつて組織する。

委員はこれを統制委員及び実行委員とする。委員は町長委嘱する。

第十条 委員会は運営に關し必要な事項は町長別にこれを定める。

この条例は昭和二十九年二月十九日より適用する。

街娼取締条例

(昭和二十七年十月一日法律第三二七号)
(八戸市条例第四二二号)

第一条 この条例は道路その他の場所における売いんに関する諸行為を取締る事により善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図る事を目的とする。

第二条 この条例において街娼とは街頭又はその他の場所で売いんする婦女子をいう。

2 この条例において売いんとは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 売いんの目的で他人の身边につきまといたり又はこれを誘つた街娼は三千円以下の罰金又は科料に処する。

2 常習として前項の行為を為した者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 売いんをした街娼は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

街娼は三千円以下の罰金又は科料に処する。

2 常習として前項の行為を為したものは三月以下の懲役、又は五千円以下の罰金に処する。

(売いん)

第四条 売淫をした街娼は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の行為を為した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(売淫の斡旋、勧誘)

第五条 営利の目的をもつて街娼の売淫行為につき斡旋、勧誘をなし、又はその場所を提供した者は三月以下の懲役、又は一万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為を為した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、昭和二十七年十月一日から施行する。

売淫等の取締に関する条例

(昭和三十九年四月十三日法律第六十九号)
(宮城県条例第四二二号)

第一条 この条例において売淫とは利益を受け又は利益を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二条 売淫をした者又はその相手方は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売淫をした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 親族、雇傭その他の特殊の關係を利用して売淫をさせた者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四条 売淫の目的で他人の身邊につきまといたり又は誘つたりした者は千円以下の罰金又は拘留に処する。

第五条 営利の目的をもつて売淫の場所を提供し又は客引その他の方法で売淫の周旋をした者は第二条第一項を準用する。

2 常習として前項の罪を犯した者には第二条第二項を準用する。

附則

この条例は昭和二十三年七月十日からこれを施行する。

街頭その他における売春等の取締に関する条例

(目的)

(昭和二十六、三、二〇)
(栃木県条例第二二二号)

第一条 この条例は、道路その他の場所における売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又はその類似行為をすることをいう。

(勧誘、客引等)

第三条 売春の目的をもつて道路その他公共の場所において、他人の進路に立ちふさがり又はその身邊につきまとい若しくはこれに類する方法をもつて客を勧誘し又は客引した者は、一万円以下の罰金に処する。

売春取締条例 (昭和二十六、一、一五) 埼玉県条例第二二五号

第一条 この条例で売春との報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二条 売春の目的をもつて他人の管理する土地若しくは道路その他公共の用に供する場所においてたまたつたり若しくはうろついたり他人の身邊につきまといたり又は他人をさそつたりした者は一万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第三条 売春をした者は一萬五千元以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売春の場所を提供し売春の周旋をし又は売春をさせる目的をもつて第二条第一項の行為をしたものは前条第二項の懲役又は罰金に処す。

2 常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五条 法令に別段の定めあるものを除く外、報酬又は利益を受ける目的をもつて、親族、業務、雇傭その他の特殊の關係を利用して不特定の相手方と性交させた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、昭和二十六年二月一日から施行する。

2 売春をあつせんする目的で前項の行為をし又はその見張り或は指導をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四条 前条の行為により売春をするにあたり場所を提供した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 常習として前二条の行為をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 前三条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

売、い、ん等取締条例 (昭和二十四、八、二三) 群馬県条例第三七号

第一条 この条例において売、い、んとは、報酬を受けまたは受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

第二条 売、い、んをした者またはその相手方となつた者は、五千円以下の罰金に処する。

第三条 親族、業務、雇傭その他の特殊の關係を利用して売、い、んをさせた者は、一年以下の懲役または二万円以下の罰金に処する。

第四条 営利の目的をもつて売、い、んの場所を提供し、若しくは男子を誘つて売、い、んの相手となることを勧める客引きをなした者又はその他の方法で、売、い、んの周旋をした者は、第二条第一項を準用する。

附則

この条例は、昭和二十四年十月一日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

売春等取締条例 (昭和二七、二、二四) 市川市条例第三五号

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四条 売春の目的をもつて道路その他の公の場所において他人の進路に立ちふさがり又はその身邊につきまとい若しくはこれに類する方法をもつて客を勧誘し又は客引をした者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 売春をあつ旋する目的で前項の行為をし又はその見張り或は指導をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 売春をさせるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 親族、業務、雇傭その他の特殊の關係を利用して売春させた者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例の施行期日は別に条例をもつて定める。

附帯決議

市川市に集団的特殊飲食店設置の気配が察知され学園文化都市健康住宅地としての環境美が汚濁されんとする恐れのある場合には売春等取締条例の施行期日に關する条例を發案し議会の議決を経て施行すること。

(昭和二十七年十二月四日公布)

売春等取締条例

(昭和二十四、五、三一東京都条例第五八号)
(改正同二五、一二、二八同第九四号)

第一条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二条 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 道路その他公の場所において、売春の目的をもつて、立ちどまつたり、うついたり他人の身辺につきまといたりして相手方を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

3 常習として売春をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 売春をなさしめるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき、若しくは男子を誘つて売春婦と性交することを勧める客引きをなした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条又は第四条の罪を犯したものに對しては、情狀により懲

砂川村風紀取締条例

(昭和二八、一二、二二)
(東京都砂川村条例第二六号)

第一条 この条例は売春並びに風紀等に關する諸行為を取締ることにより善良なる風俗と質朴なる環境を保護し社会秩序の健全な発達と平和にして住みよい郷土の建設をはかるを目的とする。

第二条 前条の目的を達するため砂川村は東京都売春等取締条例(昭和二十四年東京都条例第五八号)により風紀取締を行う他此の条例の定めるところによる。

第三条 売春を行う者と認められる者に貸間、貸室又は貸家をした者は六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四条 駅、公園、路上その他公衆の目にふれるような場所において公衆に嫌惡の情を催させるような仕方であつて接吻、抱擁等の行為をした者は拘留又は科料に処する。

第五条 売春を行うことを目的として売春を行う者と認められる者と同伴外出した者は二千円以下の罰金、又は拘留に処する。

第六条 旅館、飲食店、カフェー、キャバレー、ダンスホール、その他接客を業とするものであつてその使用する婦女子に売春をさせた者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附則

此の条例は昭和二十八年十二月二十一日から施行する。

横浜市長風紀取締条例

(昭和二六、一〇、一)
(横浜市長条例第四八号)

(目的)

役及び罰金を併科することができ。

この条例は、公布の日から施行する。

附則

福生町風紀取締条例

(昭和二八、一二、二五)
(東京都福生町条例第一〇五号)

第一条 この条例は売春に關する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達をはかることを目的とする。

第二条 前条の目的を達するため福生町は東京都売春等取締条例(昭和二十四年東京都条例第五八号)により風紀取締を行う他此の条例の定めるところによる。

第三条 売春を行う者と認められる者に貸間、貸室又は貸家をした者は六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四条 駅、公園、路上その他公衆の目にふれる様な場所において公衆に嫌惡の情を催させる様な仕方であつて接吻、抱擁等の行為をしたものは拘留又は科料に処する。

第五条 売春を行うことを目的として売春を行う者と認められる者と同伴外出した者は千円以下の罰金、又は拘留に処する。

第六条 旅館、飲食店、カフェー、バー、キャバレー、ダンスホールその他接客を業とする者であつてその使用する婦女子に売春をさせた者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附則

此の条例は昭和二十八年十一月五日から施行する。

第一条 この条例は、売春に關する諸行為を取締ることにより、善良の風紀を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをい、道路とは、道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)による道路をいう。

(売春の禁止)

第三条 売春をした者、売春の約束をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として売春をした者は四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(本人の勧誘行為の禁止)

第四条 売春の目的をもつて自ら勧誘したり又は自ら道路その他公共の場所において、売春を勧誘する目的をもつて、立ちどまつたり、うついたり、他人の身辺につきまといたり、その他これに類する行為をした者は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(第三者の勧誘行為の禁止)

第五条 売春の周旋する目的を以て勧誘したり、又は道路その他公共の場所において売春の周旋をする目的をもつて立ちどまつたり、うついたり、他人の身辺につきまといたり、その他これに類する行為をした者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は三万円以下の

罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

第六条 情を知つて売春のための場所を提供し、又は提供する約束をした者は四月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(娼家の廃止)

第七条 売春をさせる目的で婦女を雇入れた者、同居させた者、自己又は他人の管理する家に居住させた者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(刑の併科)

第八条 第五条第二項、第六条第二項又は第七条の罪を犯した者に対しては、情状によつて懲役と罰金を併科することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 横濱市風紀取締条例(昭和二十五年十二月横濱市条例第四六号)は廃止する。

3 この条例施行前になされた行為に対する罰則の適用については、旧条例は、この条例施行後もなおその効力を有する。

風紀取締条例

(昭和二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

(この条例の目的)

第一条 この条例は売春に関する諸行為取締ることにより、善良の風

第八条 第三条から第七条までの行為者に対して見張その他の便宜を提供した者は、四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 風紀取締条例(昭和二十六年横須賀市条例第三十二号)は廃止する。

(旧条例適用)

3 この条例施行前になされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の規定による。

鎌倉市美化条例

(昭和二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

第一条から第七条まで省略

(売春の定義)

第八条 この条例で売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第九条 売春をした者、売春の約束をした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。常習として前項の罪を犯した者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(勧誘行為の禁止)

第十条 売春若しくは売春の周旋をする目的をもつて道路その他公共の

俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売春」とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 売春をした者又は売春の約束をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(本人の勧誘行為等の禁止)

第四条 売春の目的をもつて自ら勧誘し、又は勧誘の目的をもつて自ら街頭その他公共の場所において、他人の身邊につきまとい若しくはうるついた者は、四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(周旋行為の禁止)

第五条 売春の周旋又はこれに準ずる行為をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(第三者の勧誘行為等の禁止)

第六条 売春の周旋をする目的をもつて客引その他の方法により勧誘し、又は勧誘の目的をもつて街頭その他公共の場所において他人の身邊につきまとい若しくはうるついた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

第七条 売春の情を知つて場所を提供し、又は提供の約束をした者は、一年六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(けち、助行為の禁止)

場所において勧誘し又は他人の身邊につきまとい若しくはうるついたりその他これに類する行為をした者は四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

第十一条 情を知つて売春のための場所を提供し又は提供する約束をした者は四月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附 則

この条例は昭和二十七年八月一日から施行する。

川崎市風紀取締条例

(昭和二九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

(この条例の目的)

第一条 この条例は、売春に関する諸行為取締ることにより、善良の風紀を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、売春とは、報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(売春の禁止)

第三条 売春をした者売春の約束をした者又は其の相手方となつた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は、四月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(雇傭等の禁止)

第四条 売春をさせる目的で婦女を雇入れた者、同居させた者、自己又は他人の管理する家に居住させた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(本人の勧誘行為の禁止)

第五条 売春の目的をもつて自ら勧誘したり、又は道路その他公の場所において、立ちどまつたり、うろついたり他人の身邊につきまといたり、その他これに類する行為をした者は一万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(第三者の周旋禁止)

第六条 売春を周旋する目的で前条の行為をした者は、四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(見張等の禁止)

第七条 第三条、第五条、第六条の行為をさせる目的で、その行為者に対して、指導的役割をした者、又は取締に対して見張り若しくは妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

この条例は、昭和二十三年十一月一日からこれを施行する。

山梨県風俗保安条例

(昭和二七、六、一三)
山梨県条例第一六号

第一条 この条例は売春等に伴う各種の弊害を防止し、公共の秩序を維持し、風俗の純化を図ることを目的とする。

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は一万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は六月以下の懲役に処する。

第四条 売春を知つて場所を提供した者は一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 自己の管理する建物内に於て自己の家族、雇婦女又は同居の婦女が売春を知つてこれを制止しない者は一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 自己が管理する建物の間借りの婦女がその建物内において売春を知つて之を制止しない者も又前項と同様とする。

第六条 道路その他公の場所において売春又はその斡旋の目的を以て立ち止りうろつき又は他人の身邊につきまといつた者は五万円以下の罰金又は科料に処する。

第七条 料理屋、カフェー、待合、飲食店、喫茶店その他客の接待をして遊興又は飲食をさせる業務を営む店の営業主、その家族、雇婦女、同居の婦女、及び間借の婦女が客引の目的を以てその建物の外に立出

第八条 情を知つて売春のため場所を提供し又は提供を受ける者は、四月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

新潟県売、いん等処罰に関する条例

(昭和二三、一〇、二六)
新潟県条例第三五号

第一条 この条例において「売、いん」とは報酬を受け又は報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二条 売、いんをした者又はその相手方となつた者は、五万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売、いんをした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して売、いんをさせた者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四条 売、いんの場所を提供し、又は客引その他の方法で売、いんの周旋をした者は、第二条第一項の例に同じ。

2 常習として前項の罪を犯した者は、第二条第二項の例と同じ。

第五条 第二条第二項第三項又は第四条第二項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第六条 第一条から第四条までの未遂罪は、これを罰する。

附 則

でたときは三万円以下の罰金又は科料に処する。

第八条 この条例を適用する地域は左記により知事が指定する。

一 所轄市町村長の申請があつたとき

二 知事が必要と認め県議会の議決を経たとき
前項の指定の取消又は変更する場合も同様とする。

附 則

この条例は昭和二十七年六月十三日から実施する。

中野村風俗並売淫等取締条例

(昭和二五、六、二七)
山梨県南都留郡中野村条例

第一条 本村内の青少年の不良化と村民の犯罪を未然に防止して村の健全な発展を期することをこの条例の目的とする。

第二条 本村内に臨時又は常住の意思を問はず三日以上居住しようとするもの又はその者を宿泊せようとする者は左の事項を村長に届出なければならぬ。

一 本籍及前居住所

二 本村内居住の場所、同居の場合はその世帯主

三 職業氏名通称名、生年月日

但し村長其の必要なしと認めた時は前項の限りでない。

第三条 本村内に風俗営業取締法に抵触する業務を営み、又は従事するものは、状態を明かにし、この条例の目的達成に協力しなければならぬ。

第四条 売淫常習の疑のあるものに対しては、村長性病予防法第十一条の定めに基づき、検診をなさしめることが出来る。

第四條 何人も道路又は公の場所に於て売春又はこれを斡旋する目的をもつてたどまりうちつきまとい相手方を誘つてはならない。

第五條 この条例に違反したものは一万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は公布の日から施行する。

岐阜県売淫取締条例 (昭和二八、一〇、一三)

第一條 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二條 売春をした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。常習として売春をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

道路その他公の場所に於て売春の目的をもつて、立ちどまり、うろついたり又は他人の身辺につきまといたりして相手方を誘つた者は三千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第三條 売春をなさしめるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四條 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき若しくは男子を誘つて売春婦と性交することを勧める客引きをなした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 第三條又は第四條の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附則

ることを目的とする。

第二條 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は類交の類似行為をすることをいう。

第三條 道路その他公共の場所において売春をした者及びその相手方となつた者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四條 売春の目的をもつて前条の場所において他人の進路に立ちふさがり、その身辺につきまとい又はこれらに類する方法をもつて相手方を誘つた者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第五條 売春を周旋する目的をもつて前条の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第六條 常習として第三條及第四條の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

常習として前条の行為をした者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七條 第三條乃至第五條の行為をさせることを目的として、その行為者に対し、経済的援助、指導的役割又は取締に対する見張り若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は公布の日から施行する。

岐阜県売淫勧誘行為取締条例 (昭和二八、一〇、一三)

(禁止行為)

第一條 道路、公園、広場、停車場構内その他公共の場所において、売淫又は売淫のあつた態をするため、人を勧誘し、立ちどまり、うろつき又は他人の身辺につきまといつてはならない。

2 汽車、電車、その他公共の乗物の中において、売淫又は売淫のあつた態をするため、人を勧誘し、又は他人の身辺につきまといつてはならない。

(罰則)

第二條 前条の規定に違反した者は、三月以下の懲役一万円以下の罰金拘留又は科料に処する。

2 常習として前条の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

静岡県売春取締条例 (昭和二八、一〇、一三)

第一條 この条例は、道路その他公共の場所における売春に関する諸行為取締り、善良な風俗を保持し、もつて健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(昭和二六、一〇、一八)
岐阜市条例第四六号

静岡県売春取締条例 (昭和二八、一〇、一三)

(静岡県条例第五九号)

(目的)

第一條 この条例は、売春が善良な風俗をみだすことに鑑み、売春等に伴う教育、文化及び社会環境に対する弊害を排除し、もつて道義のこころ場を固り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この条例で「売春」とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

(本人の勧誘行為の禁止)

第三條 道路その他公共の場所及び公衆の目にふれるような場所において、売春等の目的をもつて、立ちどまり、うろつき又は他人の身辺につきまとい等して相手方を勧誘した者は、三千円以下の罰金又は拘留に処する。

(第三者の勧誘行為の禁止)

第四條 売春をあつせんする目的をもつて、前条の場所において、前条の行為により客を勧誘した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(場所の提供の禁止)

第五條 売春をさせるため又は借を知つて売春のための場所を提供した者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(同居等の禁止)

第六條 売春のために他人自己の管理する家に居住させた者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附帯決議

- 一 本条例の重点目的が売春の教育文化及び社会環境に及ぼす弊害を排除することにあることの趣旨を徹底せしめてその効果を挙げるに遺憾なきを期すべきである。
- 二 本条例の運用については取扱方針を明確にし関係当局の末端に至るまでこれを周知徹底せしめて濫権濫用等に陥らざるよう万全を期せらるべきである。
- 三 関係者に対しては積極的に救済指導等の施策を図り更生の方途を講ずべきである。
- 四 当局はそれぞれの所管に従いあらゆる方法により性道德の向上揚を図り売春防止の与論喚起につとむべきである。

道路等における売春勧誘取締条例 (昭和二六、七、四 伊東市条例第一八八号)

(目的)

第一条 この条例は、売春に関する諸行為を取締ることにより善良なる風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘等の禁止)

第三条 売春の目的で道路その他公の場所又は他人の店頭及び公衆の目

第四条 前条の行為により売春をあつせんし又はさせた者若しくは場所を提供した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五条 常習として前二条の行為をしたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 この条例の罪を犯した者に対しては情状により懲役及罰金を併科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路等における売春勧誘等取締条例

(昭和二六、一、二三 焼津市条例第六二号)

(目的)

第一条 この条例は道路その他の場所等に於ける売春に伴う諸行為を取締ることにより公序良俗を維持することを以て目的とする。

(売春の定義)

第二条 この条例に於て売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又はその類似行為をすることをいう。

(勧誘等)

第三条 売春の目的で道路その他公の場所及び店頭、船舶等公衆の目にふれる場所に於て立ちどまり、うろつき又は他人の身辺につきまとい若しくはこれらに類する方法を以て客を勧誘し又は客引きをしたものは一万円以下の罰金に処する。

(斡旋又は提供)

にふれるべき場所等において立ちどまり、うろつき、他人の身辺につきまとい又は誘つたりしたものは一万円以下の罰金に処する。

(ほう助行為)

第四条 情を知つて前条の行為を容易ならしめる行為をしたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(常習行為)

第五条 常習として前二条の行為をしたものは一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

清水市道路等における売春勧誘等取締条例

(昭和二六、九、三 清水市条例第四七号)

第一条 この条例は道路その他の場所等における売春に伴う諸行為を取締ることにより公序良俗を維持することを以て目的とする。

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又はその類似行為をすることをいう。

第三条 売春の目的で道路その他公の場所及び店頭、船舶等公衆の目にふれる場所において立ちどまりうろつき又は他人の身辺につきまとい若しくはこれ等と類する方法をもつて客を勧誘し又は客引きをした者は一万円以下の罰金に処する。

第四条 前条の行為により売春を斡旋し又はさせたもの若しくは場所を提供したものは六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(ほう助行為)

第五条 情を知つて前二条の行為を容易ならしめる行為をしたものは六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(常習行為)

第六条 常習として前三条の行為をしたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第七条 この条例の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風紀取締条例 (昭和二七、五、三一 京都市条例第一二二号)

(目的)

第一条 この条例は道路その他の場所における売いんに関する諸行為を取締り健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で売いんとは報酬を受けまたは受ける約束で不特定の相手方と性交または性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘)

第三条 売いんの目的で道路その他公の場所において立ちどまり、うろついたり、または他人の身辺につきまとい等して相手方を誘

つた者は五千円以下の罰金または拘留に処する。
(あつ旋)

第四条 売いんをあつ旋する目的で前条の行為をした者は三月以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。

常習として前項の行為をした者は六月以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。

(見張行為等)

第五条 前二条の行為に關して取締りに對する見張または妨害等の行為をした者は六月以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第六条 第三条または第四条の行為者と情を通じて利益を受けまたは受ける約束で売いんのための場所を提供した者は六月以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締条例

(昭和二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

第一条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をする事をいう。

第二条 売春の目的で街路その他公の場所において、他人の身邊につきまといたり又は誘つたりした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

第四条 売春の目的をもつて街路、その他公の場所において立ち止つたり、うろついたり、または他人の身邊につきまといたりして相手方を誘つた者は三月以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。

2 売春を周旋する目的をもつて客引、その他の方法により、前項の行為をした者は一年以下の懲役または二万円以下の罰金に処する。

(周旋行為等の禁止)

第五条 売春の周旋、またはこれに準ずる行為をした者は一年以下の懲役または二万円以下の罰金に処する。

(場所提供の禁止)

第六条 売春の情を知つて場所を提供し、または提供の約束をした者は一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する。

(幫助行為等の禁止)

第七条 第三条から第六条までの行為者に対して見張、その他の便宜を供与した者は三月以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 街路における売春勧誘行為等の取締条令(昭和二十六年一月二十五日豊中市条例第一号)は廃止する。

(旧条例の適用)

3 この条例施行前になされた行為に対する罰則の適用についてはなお従前の規定による。

売春をあつせんする目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三条 前条の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助、指導的役割取締に對する見張若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 常習として第二条第二項及び前条の行為をした者は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五条 前三条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

風紀取締条例 (改正昭和二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

(改正昭和二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

第一条 この条例は、売春に關する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売春」とは、報酬を受け、または受ける約束で、不特定の相手方と性交または性交の類似行為をする事をいう。

(売春の禁止)

第三条 売春をした者または売春の約束をした者は、六ヶ月以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。

(勧誘行為等の禁止)

池田市風紀取締条例 (昭和二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

(昭和二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

第一条 この条例は街路その他の場所における売春に關する諸行為を取締り健全なる社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(売春の意義)

第二条 この条例で売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交し又は性交の類似行為をする事をいう。

(勧誘客引周旋)

第三条 街路その他公の場所において通行人其の他に対し売春の目的をもつて勧誘した者は一万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 売春のあつせんを目的をもつて前項の場所において通行人其の他に對し勧誘其の他周旋行為をした者も又同じである。

(指導見張等)

第四条 前条の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助指導的役割又は取締に對する見張り、もしくは妨害の行為をした者は六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(場所提供)

第五条 売春の情を知つて場所を提供し又は提供の約束をした者は六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

但し、次官通達による特飲街を除く。

附則

この条例は昭和二十九年三月一日より施行する。

「風紀取締条例」議決に伴う附帯決議

一、第五条の規定は風俗営業取締法の規定により待合営業の許可を受け
たものを含まないものと解する。
二、第五条の旅館業者に対する適用については正当な営業権を侵害しな
いよう留意する事。

売春勧誘行為等取締条例 (昭和二八、九、二四) (守口市条例第一二号)

(目的)

第一条 この条例は売春に関する諸行為を、取締ることによつて善良の
風俗を維持し、健全な社会秩序を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売春」とは、報酬を受けまたは受ける約束で、不
特定の相手方と、性交または性交の類似行為をすることをいう。

(本人の勧誘)

第三条 売春の目的をもつて、みずから道路その他公の場所であちどま
り又は他人の身邊につきまとい、もしくはこれに類する方法をもつ
て、客を勧誘したものは三月月以下の懲役、または五千円以下の罰金
に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、六月月以下の懲役または一万円
以下の罰金に処する。

(周旋行為)

第四条 売春を周旋する目的をもつて、前条第一項の行為をした者は、
三月月以下の懲役または五千円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、六月月以下の懲役または一万円

を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で売春とは報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相
手方と性交又は、性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘行為等の禁止)

第三条 売春の目的を以て街路その他、公の場所において他人の身邊に
つきまといたり、又は相手方を誘つた者は、一万五千円以下の罰金又
は拘留に処する。

2 売春の周旋をする目的で前項の行為をした者は、六月月以下の懲役
又は一万五千円以下の罰金に処する。

(救護補助行為の禁止)

第四条 前条の行為をさせることを目的として、行為者に対する煽動、
便宜の供与、経済的援助、指導的役割、取締りに対する見張若しくは
妨害等の行為をした者は、六月月以下の懲役又は一万五千円以下の罰
金に処する。

(常習者の加重)

第五条 常習として第三条二項及び前条の行為をした者は一年以下の懲
役、又は三万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以下の罰金に処する。

(援助見張行為)

第五条 前二条の行為をさせることを目的として、その行為者に対して
経済的援助、指導的役割、または取締りに対して見張、もしくは妨害等
の行為をした者は、三月月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
2 常習として前項の罪を犯した者は、六月月以下の懲役または一万円
以下の罰金に処する。

(場所提供行為)

第六条 売春のために場所を提供した者は、三月月以下の懲役または五
千円以下の罰金もしくは拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、六月月以下の懲役または一万円
以下の罰金に処する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附帯決議

一 第六条の規定は、風俗営業取締法の規定により許可を受けた者を含
まないと解する。

一 第六条の旅館業者に対する適用については、正当な営業権を侵害し
ないよう留意すること。

風紀取締条例 (昭和二八、一〇、二二) (八尾市条例第一三八号)

(目的)

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗

街路等における売春勧誘行為等の取締条例

(昭和二六、二、二二)
(兵庫県川辺郡川西町条例第二号)

(用語の意義)

第一条 この条例に於て売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の
相手方と性交又は性交の類似行為をする事を云う。

(違反に関する罪)

第二条 売春の目的で街路その他公の場所に於て他人の身邊につきま
つたり又はさをつたりした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。
売春を周旋する目的で前項の行為をした者は六月月以下の懲役又は五千
円以下の罰金に処する。

(補助者の罪)

第三条 前条の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援
助、指導的役割、取締りに対する見張りもしくは妨害等の行為をした
者は六月月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(常習者に対する罪)

第四条 常習として第二条二項及び前条の行為をした者は一年以下の
懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(違反者に対する併加の罪)

第五条 前三条の罪をおかした者に対しては情状により懲役及び罰金を
併加することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

売いん等取締条例 (昭和二六、五、二八)
(神戸市条例第四一號)

(目的)

第一条 この条例は、道路その他の場所における売いん等に関する諸行為取締り、健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売いん」とは、報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘)

第三条 売いんの目的をもつて、道路その他の場所において、他人の進路に立ちふさがり、その身邊につきまとい又はこれに類似する方法をもつて相手方を誘つた者は、三月以下の懲役又五千円以下の罰金又は拘留に処する。

(周旋)

第四条 売いんを周旋する目的をもつて、前条の行為をした者は、六月以下の懲役、又は五千円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(援助、見張行為等)

第五条 前二条の行為をさせることを目的として、その行為者に対する経済的援助、指導的役割又は取締りに対する見張若しくは妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第六条 第三条及び第四条の行為に関連して利益を受け、又は受ける約

て相手方を誘つた者は、三千円以下の罰金又は拘留に処する。

(周旋行為)

第六条 売いんを周旋する目的をもつて前条の行為をした者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(援助見張行為)

第七条 第三条、第五条、第六条の行為をさせることを目的としてその行為者に対して経済的援助、指導的役割、又は取締りに対して見張り若しくは妨害等の行為をしたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(場所提供行為)

第八条 売いんのための場所を提供したものは三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

尼崎市条例 (昭和二七、二、二二)
(尼崎市条例第四号)

(目的)

第一条 この条例は売春等に関する諸行為取締り健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で売春とは報酬を受け若しくは受ける約束で不特定の

東で売いんのための場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

売いん等取締条例 (昭和二六、九、二九)
(西宮市条例第四三號)

(目的)

第一条 この条例は、売いん等に関する諸行為取締り健全な社会秩序の維持をはかることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で、売いんとは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(売いん行為)

第三条 売いんをした者は、五千円以下の罰金又は拘留料に処する。常習として売いんした者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(雇主等の行為)

第四条 雇傭関係その他特殊の關係を利用して売いんをさせた者、又は売いんの報酬の全部又は一部を收受した者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(客引行為)

第五条 売いんの目的をもつて道路その他公の場所において他人の進路に立ちふさがりその身邊につきまとい又はこれに類似する方法をもつ

て相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(売春行為)

第三条 売春をした者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売春をした者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(雇主等の行為)

第四条 雇傭業務その他特殊の關係を利用して売春をさせた者又は売春の報酬の全部若しくは一部を收受した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(客引行為)

第五条 売春の目的で道路その他公の場所において他人の進路に立ちふさがりその身邊につきまとい又はこれに類似する方法で相手方を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

(周旋行為)

第六条 売春を周旋する目的で前条の行為をした者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(援助見張等の行為)

第七条 第三条第五條第六條の行為をさせる目的でその行為に対して経済的援助、指導的役割をした者又は取締りに対して見張り若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(場所提供行為)

第八条 売春の爲の場所を提供した者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として又は利益を受け又は受ける約束で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

売、い、ん等取締条例 (昭和二七、四、一)
(昭和三七、五、一)

(定義)

第一条 この条例で「売、い、ん」とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘)

第二条 道路その他公衆の目に触れる場所において売、い、んの目的をもつて立ちどまり、うろつき或は他人の身辺につきまとい、若しくは呼びかけ又はこれに類する方法をもつて相手方を誘つたものは三月以下の懲役又は五千円以下の罰金若しくは拘留にする。

2 常習として前項の行為をしたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(周旋)

第三条 売、い、んを周旋する目的を以つて前条第一項の行為をしたものは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をしたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(援助見張行為等)

は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金、若しくは拘留に処する。
常習として前項の行為をしたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(援助見張行為等)

第四条 前二条の行為をさせることを目的として、その行為者に対する経済的援助、若しくは指導的役割又は取締に対する見張、若しくは妨害等の行為をしたものは、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第五条 第二条、第三条の行為に関連して、利益を受ける約束で売、い、んのため場所を提供したものは、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は公布の日から施行する。

街路等における売春勧誘行為等の取締条例

(昭和二六、二、一四)
(奈良市条例第二号)

第一条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

第二条 売春の目的で街路その他公の場所において他人の身辺につきまといたり誘つたりしたものは五千円以下の罰金又は拘留に処する。

売春をあつせんする目的で前項の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 前二条の行為をさせることを目的としてその行為者に対する経済的援助若しくは指導的役割又は取締に対する見張若しくは妨害等の行為をしたものは六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(場所提供)

第五条 第二条、第三条の行為に関連して利益を受け又は受ける約束で売、い、んのために場所を提供したものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、昭和二十七年四月一日から施行する。

加古川市条例第十三号 (昭和二十七年七月八日公布)

(定義)

第一条 この条例で「売、い、ん」とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘)

第二条 道路その他公衆の目に触れる場所において、売、い、んの目的をもつて立ちどまり、うろつき、或は他人の身辺につきまとい若しくは呼びかけ、又はこれに類する方法をもつて相手方を誘つたものは三月以下の懲役又は五千円以下の罰金若しくは拘留にする。

常習として前項の行為をしたものは、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(周旋)

第三条 売、い、んを周旋する目的を以つて、前条第一項の行為をしたもの

第三条 前条の行為をさせることを目的として行為者に対する経済的援助、指導的役割取締に対する見張り、若しくは妨害等の行為をした者は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四条 常習として第二条第二項及び前条の行為をした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五条 前三条の罪を犯した者に対しては情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

売、い、ん等取締条例 (昭和二五、八、一四)
(広島県条例第四八号)

(目的)

第一条 この条例は売、い、んに關する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「売、い、ん」とは報酬を受け又は受ける目的で不特定の相手方と性交することをいう。

(勧誘等の禁止)

第三条 売、い、んの目的をもつて自ら通行人その他の者の進路に立ちよぶがり又はその身辺に追従したりなどして勧誘し又客引をしてはならぬ。

(誘引行為の禁止)

第四条 次に掲げる行為をなし又はさせてはならぬ。

一 売、いんのあつ旅の目的をもつて通行人その他の者の進路に立ちふさがり、又はその身邊に追従したりなどして、勧誘し、又は客引をすること。

二 売、いんをさせるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供すること。

(罰則)

第五条 第三条及び第四条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第六条 親族、雇用その他特殊の關係を利用して売、いんをさせた者は、三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

売春等取締条例 (昭和二八、八、四)
岡山市条例第四十八号

(目的)

第一条 この条例は、道路その他公の場所における売春等に関する諸行為取締り、健全な社会秩序の維持を図る事を目的とする。

(定義)

第二条 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をする事をいう。

(勧誘)

風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「売春」とは、報酬を受け、又は受ける目的で不特定の相手方と性交することをいう。

(勧誘等の禁止)

第三条 売春の目的をもつて、道路その他公の場所において、立ちどまつたり、うろついたり、又は他人の身邊につきまどつたりして相手方を誘つてはならない。

(ほう助行為の禁止)

第四条 次に掲げる行為をし、又はさせてはならない。

一 売春のあつ旅の目的をもつて、道路その他公の場所において立ちどまつたり、うろついたり、又は他人の身邊につきまどつたりして相手方を誘うこと。

二 売春をさせるための対価を受け、又は受ける約束で場所を提供すること。

(罰則)

第五条 第三条及び第四条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金、若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、三月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第三条 売春の目的で、道路その他公の場所において他人の進路に立ちふさがり、その身邊につきまどい、又はこれらに類する方法を以つて相手方を誘つた者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金、若しくは拘留に処する。

(斡旋)

第四条 売春を斡旋する目的で前条の行為をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(援助見張行為)

第五条 前二条の行為をさせる目的で、その行為者に対する経済的援助、指導的役割又は取締りに対する見張若しくは妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第六条 第三条及び第四条の行為に関連して利益を受け又は受ける約束で売春のため場所を提供した者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行す。

売春等取締条例 (昭和二六、六、三)
岩国市条例第三号

(目的)

第一条 この条例は、売春に関する諸行為取締りにより、善良の

防府市風紀取締条例 (昭和二九、六、一)
防府市条例第二十六号

(目的)

第一条 この条例は、売春に関する諸行為取締りにより、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売春」とは報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交、又は性交の類似行為をすることをいう。

2 この条例で「道路」とは、道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)による道路をいう。

3 この条例で「その他の場所」とは公共の場所又は一般公衆の自由に眼に触れる場所をいう。

(本人の勧誘行為等の禁止)

第三条 売春の目的をもつて自ら勧誘し、又は之を勧誘する目的をもつて自ら道路、その他の場所において立ちどまり、うろつき、又は他人の身邊につきまどい若しくはこれらに類する行為をした者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、四月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(第三者の勧誘行為等の禁止)

第四条 売春の周旋をする目的をもつて勧誘し、又は周旋の目的をもつて道路、その他の場所において前条第一項後段の行為をした者は、四月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は三万円以下

の罰金に処する。

(周旋行為の禁止)

第五条 売春の周旋又はこれに準ずる行為をした者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(場所提供の禁止)

第六条 売春の情を知つて場所を提供し、又は提供の約束をした者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(援助見張行為の禁止)

第七条 第三条乃至第六条の行為をさせることを目的として、その行為者に対し便宜の供与、経済的援助、指導的役割若しくは取締に対する見張又は妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

(刑の併科)

第八条 第三条第二項、第四条第二項若しくは第五条及至第七条の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

福岡県風紀取締条例 (昭和二十七年、一、一〇)

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより、善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発展を図ることを目的とする。

第二条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特

小倉市風紀取締条例 (昭和二十六年、七、一六)

(目的)

第一条 この条例は、性病の予防を図り、公衆衛生の向上に寄与し善良な風紀を維持することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいふ。道路とは、道路交通取締法による道路をさす。

(売春行為)

第三条 売春した者又はその相手方となつた者は、五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として売春した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(勧誘客引)

第四条 売春の目的をもつて、道路その他公の場所で相手方を勧誘し又は客引した者は五万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(援助、見張行為等)

第五条 売春させるために経済的援助又は指導的行為をなし若しくは取締に対する見張又は妨害の行為をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(周旋行為)

定の相手方と性交し、又は性交の類似行為をすることをいう。

(本人の勧誘)

第三条 売春の目的をもつてみづから道路その他公の場所で立ちどまり、又は他人の身邊につきまとい、若しくはこれに類する方法をもつて客を勧誘した者は、五万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(周旋行為)

第四条 売春の周旋の目的をもつて、前条第一項の行為をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(援助、妨害行為)

第五条 前二条の行為をさせるため、経済的援助若しくは指導的役割をなし、又は見張若しくは通報等により取締を妨害した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第六条 専ら売春を行う者に対価を受け又は受ける約束で売春のための場所を提供した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。但し第六条の規定は、この条例公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

第六条 売春させるために道路その他公の場所でその周旋をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第七条 売春させるために場所を提供した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

背屋町風紀取締条例 (昭和二十六年、二、一六)

第一条 この条例は売春を目的とする者の街頭その他公の場所に於ける勧誘等を取締ることにより善良な風紀を維持し社会秩序の健全なる発達と性病予防を目的とする。

第二条 この条例で売春行為とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいふ。このものを売春婦と称する。

第三条 売春行為をなすものに対しては性病予防の目的を以つて性病予防法同施行令並びに同施行規則により検診及び治療について嚴重なる取締をなすべく措置をする。

第四条 売春婦を雇傭するキャバレー、ダンスホール、ビヤホール、カブレー、料飲店等の経営主及び売春婦に場所を提供する者はこの条例に基き性病予防につき協力させることができる。

第五条 売春婦で街頭その他公の場所に於て売春を目的として通行人を

勧誘し又は客引行為をなし、或はなだしめたる者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

常習として前項の行為をした者は三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県風紀取締条例 (昭和二七、八、二九) (佐賀県条例第六九号)

(目的)

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手と性交し又は性交の類似行為をすることをいう。

(本人の勧誘)

第三条 売春の目的をもつてみずから道路その他公の場所で立ちどまり又は他人の身辺につきまとい若しくはこれに類似する方法をもつて客を勧誘した者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(周旋行為)

第四条 売春の周旋の目的をもつて前条第一項の行為をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 三 鳥栖町
- 四 伊万里町
- 五 武雄町
- 六 嬉野町

佐世保市風俗取締条例

(昭和三五、一二、二八 佐世保市条例第四三号)
(改正 二五、一二、二八 同 第四七号)

(目的)

第一条 この条例は、売春又は売春の周旋を目的とする者の、街頭その他公の場所における勧誘等を取締ることにより、善良の風紀を維持し、社会秩序の健全な発達を図るを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売春」とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(勧誘、客引)

第三条 街頭その他公の場所において、通行人その他に対し、売春の目的をもつて勧誘した者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 売春をなさしめる目的をもつて、前項の場所において、通行人その他に対し、勧誘その他周旋行為をした者も同様とする。

3 常習として前各項の行為をした者は、三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第四条 前条第一項の者又は同条第二項に規定する者の周旋により売春

2 常習として前項の罪を犯した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(見張通報行為)

第五条 見張又は通報等により前二条に掲げる行為を容易ならしめたる者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(場所提供)

第六条 売春を行う者に対価を受け又は受ける約束で売春のための場所を提供した者は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(適用地域の指定)

第七条 この条例を適用する地域は別に知事が指定する。

2 前項の地域を指定したときは知事はその旨を告示しなければならない。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附帯条件

一 人権にゆりり的な行き過ぎた取締りをしないこと。

二 既存業者等といえども善良の風俗をみだす時は一率に取締ること。

佐賀県告示第六百四十八号

佐賀県風紀取締条例第七条の規定による適用地域を昭和二十七年九月十二日左の通り指定した。

昭和二十七年九月二十二日

佐賀県知事 鍋島直紹

一 佐賀市及び北川副村、高木瀬村、鍋島村、本庄村、巨勢村

二 唐津市及び浜崎町、鏡村、鬼塚村

する者のために、報酬を受け又は受ける目的をもつて、場所を提供した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風紀取締条例 (昭和二六、一一、八) (熊本市条例第五〇号)

(目的)

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し、社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「売春」とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

(勧誘等の禁止)

第三条 売春の目的を以て道路その他公の場所において通行人その他の者の進路に立ちふさがり、又はその身辺につきまとい若しくはこれに類する方法で勧誘し又は客引をしたものは五千円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(あつ旋の禁止)

第四条 売春を斡旋する目的をもつて前条の行為をした者は五千円以下の罰金に処する。

(場所提供の禁止)

第五條 前條又は第三條の行為に關連して利益を受け又は受ける約束が
売春のための場所を提供したものは六月以下の懲役又は二万円以下の
罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

街頭における売春勧誘の取締条例 (昭和二十四、八、三〇)
(別府市条例第三号)

第一條 この条例は売春を目的とするものの街頭その他において勧誘等
の取締に關し必要な事項を定める。

第二條 前條の売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と
性交することをいう。

第三條 道路その他公の場所に於て通行人その他に對し売春の目的を以
て勧誘した者又は客引行為をなした者は五千円以下の罰金若しくは拘
留に処する。

第四條 前條の者の為に報酬を受けて場所を提供した者は六月以下の懲
役若しくは二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は公布の日からこれを施行する。

街頭に於ける売春勧誘等の取締条例

(昭和二十六、八、三一)
(津久見市条例第八号)

第一條 この条例は売春を目的とするものの街頭その他に於て勧誘等の

三、売春に關する國際條約

1 醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ關スル
國際條約 (一九一〇年) 關係

(1) 醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ關スル
國際條約及最終議定書

千九百十年五月四日 巴里ニ於テ作成
大正十四年十二月三十一日 加入通告書寄託
大正十四年十二月三十一日 公布
加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ経テ実施

(大正十四年十二月三十一日)
(条約第十八号)

朕敕密顧問ノ諮詢ヲ經テ千九百十年五月四日仏蘭西國巴里ニ於テ獨逸國
外十二箇國間ニ締結セラレタル醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ關
スル國際條約ニ其ノ最終議定書四項ニ規定セラレタル年令ノ制限ニ代フ
ルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保シテ加入シ千九百四年五月十八日
仏蘭西國巴里ニ於テ仏蘭西國外十一箇國ニ締結セラレタル醜業ヲ行ハシ
ムル為ノ婦女売買取締ニ關スル國際協定ト共ニ茲ニ之ヲ公布セシム

大正十四年十二月三十一日

醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ關スル國際條約左ノ諸國ノ君主
元首及政府ハ「トレート、デ、ブランシュ」(醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売
買)ニナル名稱ヲ以テ知ラルル売買ノ禁止ヲ最有効ナラシムルコトヲ均シ

取締に關し必要な事項を定める。

第二條 前條の売春とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と
性交することをいう。

第三條 道路その他公の場所に於て通行人その他に對し売春の目的をも
つて勧誘した者又は客引行為をなした者は五千円以下の罰金若しくは
拘留に処す。

第四條 前條の者の為に報酬を受けて場所を提供した者は六月以下の懲
役若しくは二万円以下の罰金に処す。

附則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

(日本に關係あるもの)

ク希望シ之ガ為條約ヲ締結スルコトニ決シ且千九百二年七月十五日ヨリ
二十五日迄巴里ニ於テ會合シタル第一回會議ニ於テ

一 提案ノ可決セラレタルニ鑑ミ其ノ全權委員ヲ任命セリ

右全權委員ハ千九百十年四月十八日ヨリ五月四日ニ至ル迄巴里ニ於テ

第二回會議ヲ開催シ左ノ條項ヲ協定セリ

(未成年ノ婦女ニ對スル犯罪行為)

第一條 何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ノ目的ト
シテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ
得タルトキト雖モ又右犯罪ノ構成要素タル各行為力異リタル國ニ亘
リテ遂行セラレタルトキト雖モ罰セラルヘシ

(成年ノ婦女ニ對スル犯罪行為)

第二條 何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜業ヲ目的ト
シテ詐欺ニ依リ又ハ脅迫、脅力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ
以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ右犯罪ノ構成要
素タル各行為力異リタル國ニ亘リテ遂行セラレタルトキト雖モ罰セ
ラルヘシ

(犯罪ノ処罰確保ノ義務)

第三條 締約國ハ現ニ法制力前二條ニ定ムル犯罪ヲ防遏スルニ充分ナ
ラサルトキハ右犯罪ヲ其ノ輕重ニ從ヒ処罰スル為必要ナ措置ヲ執リ
又ハ右措置ヲ各自ノ立法機關ニ提案スヘキコトヲ約ス
(關係法令ノ相互的通報)

第四條 締約国ハ本条約ノ目的ニ関シ自国ニ於テ既ニ制定シ又ハ制定

スルコトアルヘキ法令ヲ他國西共和国政府ヲ介シテ互ニ通報スヘシ
(犯罪人ノ引渡)

第五條 第一條及第二條ニ定ムル犯罪ハ本条約實施ノ日ヨリ締約国間
ノ既存条約ニ依リ引渡ヲ要スヘキ犯罪中ニ当然挿入セラレタルモノ
ト看做サルヘシ

前項ノ規定ガ現行法令ヲ變更スルニ非サレハ之ヲ實行スルコト能
ハサルトキハ締約国ハ必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法
機關ニ提案スルコトヲ約ス
(司法事務ノ囑託)

第六條 本条約ニ定ムル犯罪ニ関スル司法事務ノ囑託ハ左ノ方法ニ依
リ之ヲ行フ
一 司法官憲間ノ直接通信
二 被囑託国ニ駐在スル囑託国ノ外交官又ハ領事官ノ仲介該官吏ハ

直接ニ当該司法官憲ニ司法事務囑託書類ヲ送達シ且該官憲ヨリ右
囑託ノ實行ヲ確証スル書類ノ送達ヲ直接ニ受クルモノトス
(前記二箇ノ場合ニ於テハ被囑託国ノ上級官憲ニ對シ同時ニ常
ニ該司法事務囑託書類ノ謄本ヲ送附スヘキモノトス)

三 外交手續
各締約国ハ他ノ各締約国ヨリ發スル司法事務ノ囑託ニ付其ノ認容
スル前記囑託方法ヲ該国ニ宛テタル通告ヲ以テ知ラムヘシ本条第
一號及第二號ノ場合ニ為サルル囑託ニ關シテ生スルコトアルヘキ
一切ノ紛争ハ外交手段ニ依リ處理セラルヘシ

別段ノ協定アル場合ヲ除ク外司法事務囑託書類ハ被囑託国官
用アルモノトス

(第九條乃至十一條省略)

最終議定書

(処置義務ノ解釈)

左ノ各全權委員ハ本日ノ条約ニ署名スルニ當リ本条約第一條第二條及
第三條ハ左ノ趣旨ニ依リ了解スヘキモノナルコトヲ並其ノ趣旨ニ從ハ
締約国カ其ノ立法權ヲ行使シ以テ既定ノ約定ヲ實施シ又ハ之ヲ補足スル
ノ措置ヲ執ラムコトヲ希望スヘキモノナルコトヲ指示スルヲ有益ナリト
認ム

(犯罪ノ限度)

第一條及第二條ノ規定ハ締約国カ他ノ類似ノ犯罪例ヘハ詐欺又ハ強
制手段ヲ以テセサル成年者ノ勧誘ノ如キモノヲ処罰スルニ付絕對ニ自
由ナルコト當然ナリトノ趣旨ニ於テ之ヲ最少限度ト看做スコトヲ要ス
(成年又ハ未成年ノ意義)

第二條及第二條ニ定ムル犯罪ノ禁止ニ付テハ「未成年ノ婦女、成年
ノ婦女」ナル語ハ滿二十歳未満又ハ以上ノ婦女ヲ指スモノト了解セラ
ルヘシ但シ何レノ国籍ノ婦女ニ對シテモ同一ニ適用スルコトヲ條件ト
シテ法令ヲ以テ保護年令ヲ更ニ高ムルコトヲ得

(刑罰)

右犯罪ノ禁止ニ付テハ法令ニハ常ニ自由刑ヲ規定スルコトヲ要ス但
シ他ノ主刑又ハ附加刑ノ併科ヲ妨クルコトナシ尙法令ニハ被害者ノ年

第五條 締約国ハ本条約ニ加入スルコトヲ得之カ為ニハ非署名国ノ

文書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告スヘキ該文書ハ他國西共和国政府ノ記録
ニ寄託セラルヘシ同政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認証謄本ヲ各締約国
ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スヘシ右加入通告書ニ於テ本
条約ノ目的ニ關シ加入国ノ制定シタル法令ヲモ亦通知スヘキモノト
ス

本条約ハ加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ加入国ノ全領域ニ亘
リ實施セラルヘキ該国ハ茲ニ締約国ト為ルモノトス本条約ニ加入シ
タルトキハ當然ニ且特別ノ通告ヲ付シテ千九百四年五月十八日ノ協
定ニ共ニ且全部加入シタルコトト為ルヘキ同協定ハ本条約ト同日ヲ

第八條 非署名国ハ本条約ニ加入スルコトヲ得之カ為ニハ非署名国ノ
文書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告スヘキ該文書ハ他國西共和国政府ノ記録
ニ寄託セラルヘシ同政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認証謄本ヲ各締約国
ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スヘシ右加入通告書ニ於テ本
条約ノ目的ニ關シ加入国ノ制定シタル法令ヲモ亦通知スヘキモノト
ス

本条約ハ加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ加入国ノ全領域ニ亘
リ實施セラルヘキ該国ハ茲ニ締約国ト為ルモノトス本条約ニ加入シ
タルトキハ當然ニ且特別ノ通告ヲ付シテ千九百四年五月十八日ノ協
定ニ共ニ且全部加入シタルコトト為ルヘキ同協定ハ本条約ト同日ヲ

第七條 締約国ハ本条約ニ定ムル犯罪ニ關シテ其ノ構成要素タル各行為
カ異リタル国ニ亘リテ遂行セラレタルモノニ關スル犯罪人名簿ヲ互
ニ送付スヘキコトヲ約ス
右文書ハ千九百四年五月十八日巴里ニ於テ締結セラレタル協定第
一條ニ從ヒ指定セラレタル官憲ニ依リ他ノ締約国ノ同種ノ官憲ニ直
接ニ送達セラルヘシ

(加入)

第八條 非署名国ハ本条約ニ加入スルコトヲ得之カ為ニハ非署名国ノ
文書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告スヘキ該文書ハ他國西共和国政府ノ記録
ニ寄託セラルヘシ同政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認証謄本ヲ各締約国
ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スヘシ右加入通告書ニ於テ本
条約ノ目的ニ關シ加入国ノ制定シタル法令ヲモ亦通知スヘキモノト
ス

本条約ハ加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ加入国ノ全領域ニ亘
リ實施セラルヘキ該国ハ茲ニ締約国ト為ルモノトス本条約ニ加入シ
タルトキハ當然ニ且特別ノ通告ヲ付シテ千九百四年五月十八日ノ協
定ニ共ニ且全部加入シタルコトト為ルヘキ同協定ハ本条約ト同日ヲ

第七條 締約国ハ本条約ニ定ムル犯罪ニ關シテ其ノ構成要素タル各行為
カ異リタル国ニ亘リテ遂行セラレタルモノニ關スル犯罪人名簿ヲ互
ニ送付スヘキコトヲ約ス
右文書ハ千九百四年五月十八日巴里ニ於テ締結セラレタル協定第
一條ニ從ヒ指定セラレタル官憲ニ依リ他ノ締約国ノ同種ノ官憲ニ直
接ニ送達セラルヘシ

(犯罪人名簿ノ交換)

第七條 締約国ハ本条約ニ定ムル犯罪ニ關シテ其ノ構成要素タル各行為
カ異リタル国ニ亘リテ遂行セラレタルモノニ關スル犯罪人名簿ヲ互
ニ送付スヘキコトヲ約ス
右文書ハ千九百四年五月十八日巴里ニ於テ締結セラレタル協定第
一條ニ從ヒ指定セラレタル官憲ニ依リ他ノ締約国ノ同種ノ官憲ニ直
接ニ送達セラルヘシ

第八條 非署名国ハ本条約ニ加入スルコトヲ得之カ為ニハ非署名国ノ
文書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告スヘキ該文書ハ他國西共和国政府ノ記録
ニ寄託セラルヘシ同政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認証謄本ヲ各締約国
ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スヘシ右加入通告書ニ於テ本
条約ノ目的ニ關シ加入国ノ制定シタル法令ヲモ亦通知スヘキモノト
ス

本条約ハ加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ加入国ノ全領域ニ亘
リ實施セラルヘキ該国ハ茲ニ締約国ト為ルモノトス本条約ニ加入シ
タルトキハ當然ニ且特別ノ通告ヲ付シテ千九百四年五月十八日ノ協
定ニ共ニ且全部加入シタルコトト為ルヘキ同協定ハ本条約ト同日ヲ

第七條 締約国ハ本条約ニ定ムル犯罪ニ關シテ其ノ構成要素タル各行為
カ異リタル国ニ亘リテ遂行セラレタルモノニ關スル犯罪人名簿ヲ互
ニ送付スヘキコトヲ約ス
右文書ハ千九百四年五月十八日巴里ニ於テ締結セラレタル協定第
一條ニ從ヒ指定セラレタル官憲ニ依リ他ノ締約国ノ同種ノ官憲ニ直
接ニ送達セラルヘシ

(加入)

第八條 非署名国ハ本条約ニ加入スルコトヲ得之カ為ニハ非署名国ノ
文書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告スヘキ該文書ハ他國西共和国政府ノ記録
ニ寄託セラルヘシ同政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認証謄本ヲ各締約国
ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スヘシ右加入通告書ニ於テ本
条約ノ目的ニ關シ加入国ノ制定シタル法令ヲモ亦通知スヘキモノト
ス

本条約ハ加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ加入国ノ全領域ニ亘
リ實施セラルヘキ該国ハ茲ニ締約国ト為ルモノトス本条約ニ加入シ
タルトキハ當然ニ且特別ノ通告ヲ付シテ千九百四年五月十八日ノ協
定ニ共ニ且全部加入シタルコトト為ルヘキ同協定ハ本条約ト同日ヲ

第七條 締約国ハ本条約ニ定ムル犯罪ニ關シテ其ノ構成要素タル各行為
カ異リタル国ニ亘リテ遂行セラレタルモノニ關スル犯罪人名簿ヲ互
ニ送付スヘキコトヲ約ス
右文書ハ千九百四年五月十八日巴里ニ於テ締結セラレタル協定第
一條ニ從ヒ指定セラレタル官憲ニ依リ他ノ締約国ノ同種ノ官憲ニ直
接ニ送達セラルヘシ

千九百四年五月十八日 巴里ニ於テ作成
大正十四年十二月二十一日 公布
本協定ノ實施ニ付テハ條約ヲ行ハシムル為ニ
婦女売買禁止ニ關スル國際條約第八條第三項
参照

(特殊官憲ノ設置及ビソノ機能)

第一條 各締約国政府ハ外國ニ於ケル隨行ヲ目的トスル婦女ノ勧誘ニ関
スル一切ノ報道ノ蒐集ヲ任務トスル官憲ヲ設ケ又ハ指定スルコトヲ約
ス右官憲ハ他ノ各締約国ニ設ケラルル同種ノ部局ト直接ニ通信スルノ
機能ヲ有スヘシ

(職業婦引率者ニ對スル監視)

第二條 各國政府ハ隨行ニ從事セシメラルヘキ婦女ノ引率者ヲ特ニ停車
場、乗船港及途中ニ於テ搜索スル為監視ヲ為スコトヲ約ス右目的ノ為
當該官吏又ハ當該資格ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ者ニ對シ犯罪酌量賣買ノ
搜索ニ資スヘキ一切ノ報道ヲ法規ノ範圍内ニ於テ蒐集スヘキコトヲ訓

令スヘシ

右売買ノ正犯、共犯又ハ被害者ト明ラカニ認メラルル者到着シタルトキハ必要ニ応ジ目的地ノ官憲、關係ノ外交官若クハ領事官又ハ其ノ他ノ当該官憲ニ之ヲ通知スヘシ

(犯罪人、被害者到着ノ通知婦女ノ陳述ノ聴取)

第三條 各国政府ハ売淫ニ従事スル外国ハ籍ノ婦女ノ身元及身分ヲ明ラカニスル為並其ノ婦女ヲシテ本國ヲ去ルニ至ラシメタル者ヲ捜索スル為必要ニ応ジ且法規ノ範圍内ニ於テ右婦女ノ陳述ヲ聴取セシムルコトヲ約ス蒐集セラレタル報道ハ右婦女ノ送還セラルルコトアルヘキ場合ノ為ソノ本國官憲ニ之ヲ通知スヘシ

(被害者窮乏ノ救済)

各国政府ハ犯罪の売買ノ被害者カ窮乏ニ陥リタルトキハ一時的ニ且送還セラルルコトアルヘキ場合ノ為公私ノ救済所又ハ必要ナル保障ヲ提供スル個人ニ法規ノ範圍内ニ於テ且出來得ル限り之ヲ委託スルコトヲ約ス

(婦女ノ送還)

各国政府ハ右婦女中送還ヲ要求スル者又ハ右婦女ノ監督権者ヨリ請求アリタル者ヲ法規ノ範圍内ニ於テ且成ルヘク、其ノ本國ニ送還スルコトヲ約ス送還ハ身元及國籍並國境到着ノ場所及日ヲ了知シタル後ニ非サレバ之ヲ為スコトヲ得ス各締約國ハ其ノ領域内ノ通過ヲ容易ナラシムヘシ

送還ニ関スル通信ハ成ルヘク直接ノ手續ニ依リ之ヲ為スヘシ

(送還費用)

第四條 送還セラルヘキ婦女カ自ら其ノ輸送費用ヲ支弁スルコトヲ得ス

月四日ノ條約ノ当事國タラサルニ於テハ右締約國ハ成ルヘク速ニ右協定及條約中ニ定メラレタル方法ニ從ヒ之カ批准書又ハ加入書ヲ送付スルコトヲ約ス

(児童売買行為ノ処罰)

第二條 締約國ハ男女児童ノ売買ニ従事シ、千九百十年五月四日ノ條約

第一條ニ規定スルカ如キ罪ヲ犯ス者ヲ捜索シ且之ヲ処罰スル為一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

(予備及未遂ノ処罰)

第三條 締約國ハ千九百十年五月四日ノ條約第一條及第二條ニ定メタル

犯罪ノ未遂及法規ノ範圍内ニ於テ該犯罪ノ予備ヲ処罰スルコトヲ確保スル為必要ナル手段ヲ執ルコトヲ約ス

(犯罪人引渡)

第四條 締約國ハ締約國間ニ犯罪人引渡條約存在セサル場合ニ於テハ千九百十年五月四日ノ條約第一條及第二條ニ定メタル犯罪ニ付起訴セラレ又ハ有罪ト判決セラレタル者ノ引渡又ハ之カ引渡シ準備ノ為其ノ為シ得ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

(成年年齢ノ改正)

第五條 千九百十年ノ條約ノ最終議定書(項)「満二十歳」ナル語ハ之ヲ「満二十一歳」ニ改ムヘシ

(職業紹介所ノ取締規則)

第六條 締約國ハ職業紹介所ノ免許及監督ニ関シ未タ立法上又ハ行政上ノ措置ヲ執ラサル場合ニ於テハ他國ニ職業ヲ求ムル婦人及児童ノ保護ヲ確保スルニ必要ナル規則ヲ設ケルコトヲ約ス

(移民ノ入国及出国)

且自己ニ代リ支払ヲ為スヘキ夫、両親又ハ後見人ヲ有セサルトキ送還ニ要スル費用申其ノ本國ニ向ヒ最モ近キ國境又ハ乗船港ニ至ル迄ノ分ハ右婦女ノ居住スル國ノ負担トシ残余ハ其ノ本國ノ負担トス

(特殊條約ノ効力)

第五條 右三條及第四條ノ規定ハ締約國政府間ニ存在スルコトアルヘキ特殊條約ノ効力ヲ妨ケルコトナシ

(職業紹介所ニ對スル監視)

第六條 締約國政府ハ婦女ノ外國ニ於ケル職業ヲ掌ル紹介所ニ對シ法規ノ範圍内ニ於テ成ヘク監視ヲ為スコトヲ約ス

第七條 以下省略

2 婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル國際條約(一九二一年) 關係

(1) 婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル國際條約

千九百二十一年九月三十日(ジュネーヴ)ニ於テ作成
大正十四年九月二十八日 批准
大正十四年十二月十五日 批准
大正十四年十二月十五日 批准
大正十四年十二月二十一日 公布

(大正十四年十二月二十一日) 婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル國際條約

(既存二條約加入ノ約束)

第一條 締約國ニシテ未タ千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五

第七條 締約國ハ移民ノ入国及出国ニ関シテ婦人及児童ノ売買ヲ防遏スルニ必要ナル行政上及立法上ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

民船ニ依リ旅行スル婦人及児童ニ付其ノ出發地及到着地ニ於ケルノミナラス亦其ノ旅行中ニ於ケル保護ニ必要ナル規則ヲ定ムルコト並婦人及児童ニ該賣買ノ危險ヲ警告シ且宿泊及援助ヲ得ヘキ場所ヲ指示スル揭示ヲ停車場及港ニ掲ケル手配ヲ為スコトヲ約ス

(正文、日附、署名期限)

第八條 本條約ハ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ本日ノ日附ヲ有シ且千九百二十二年三月三十一日迄之ニ署名スルコトヲ得

(批准)

第九條 本條約ハ批准ヲ要ス批准書ハ國際聯盟事務總長ニ之ヲ送付スヘク事務總長ハ之カ受領ヲ他ノ聯盟國及條約ニ署名ヲ許サレタル國ニ通知スヘシ批准書ハ事務局ノ記録ニ寄託セラルヘシ

(國際聯盟登錄)

事務總長ハ國際聯盟規約第十八條ノ規定ニ從ヒ第一批准書ノ寄託ト共ニ本條約ヲ登錄スヘシ

(加入)

第十條 聯盟國ニシテ千九百二十二年四月一日前ニ本條約ニ署名セサルモノハ之ニ加入スルコトヲ得

聯盟理事會カ正式ニ本條約ヲ送付スルコトヲ決定スルコトアルヘキ

非聯盟國ニ付亦同シ

加入ハ聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘク事務總長ハ一切ノ關係國ニ對シ右加入及其ノ通告ノ日ヲ通知スヘシ

(實施)

第十一條 本条約ハ各当事國ニ付其ノ批准書又ハ加入書ノ寄託ノ日ヨリ
實施セラルヘシ

(附屬)

第十二條 本条約ハ本条約ノ当事國タル聯盟國又ハ其ノ他ノ國ニ於テ十
二月ノ予告ヲ以テ之ヲ廢棄スルコトヲ得、廢棄ハ聯盟事務總長ニ宛テ
タル書面ノ通告ニ依リ之ヲ為スヘシ事務總長ハ直ニ他ノ一切ノ當事國
ニ右通告ノ勝本ヲ送付シ同通告受領ノ日ヲ通知スヘシ
廢棄ハ事務總長ニ通告アリタル日ヨリ一年ヲ経テ其ノ効力ヲ生シ且
通告ヲ為シタル國ニ關シテノ効力アルモノトス

(締約國名ニ關スル記録)

第十三條 聯盟事務總長ハ本条約ニ署名シ之ヲ批准シ之ニ加入シ又ハ之
ヲ廢棄シタル當事國ヲ表示スル特別ノ記録ヲ保存スヘシ右記録ハ聯盟
國ヲシテ何時ニテモ之ヲ閱覽スルコトヲ得シムヘク又聯盟理事會ノ指
示ニ從ヒ成ルヘク之ヲ公表スヘシ

(植民地等ノ除外)

第十四條 本条約ニ署名スル聯盟國又ハ其ノ他ノ國ハ其ノ署名カ其ノ植
民地、海外屬地、保護國又ハ其ノ主權若ハ権力ノ下ニ在ル地域ノ全部
又ハ一部ヲ包含セサルコトヲ宣言シ得ヘク右宣言ニ於テ除外セラレタ
ル右植民地、海外屬地、保護國又ハ地域ノ何レノ為ニモ後日各別ニ加
入ヲ為スコトヲ得、廢棄モ亦右植民地、海外屬地、保護國又ハ其ノ主
權若ハ権力ノ下ニ在ル地域ノ何レニ關シテモ各別ニ之ヲ為スコトヲ得
ヘク且第十二條ノ規定ハ右廢棄ニ付適用セラルヘシ

(末文)

千九百二十一年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ

之ヲ國際聯盟ノ記録ニ寄託保存ス
以下省略

(2) 婦人及兒童ノ売買禁止ニ關スル國際會議最終
議定書(抄)

千九百二十一年七月五日
大正十四年十二月二十一日 宣稱告示

(大正十四年十二月二十一日)
(外務省告示第九十六号)

婦人及兒童ノ売買禁止ニ關スル國際會議最終議定書

(決議及勸告)

本議會ハ千九百二十一年二月十六日ニ各國ニ送付セラレタル質問書ニ
對スル回答ニシテ事務總長ノ受領シタルモノヲ整理シ且本件ヲ審議シタ
ル後左ノ決議及勸告ヲ採択シタリ

(既存ニ條約ニ加入ノ勸告)

一 婦人及兒童ノ売買ノ有効ナル禁止ハ成ルヘク多クノ國ニ於テ共通ノ
原則及同様ノ措置ヲ執ルコトニ依リテ促進セラルヘキニ因リ之ヲ為右
犯罪行為ハ各國ノ法律ニ依リ処罰セラルヘキコト肝要ナリト認メラル
ルニ因リ

千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ハ右ノ点
ニ於テ肝要ナル原則及措置ヲ含ムニ因リ

前記協定及條約ヲ成ルヘク完全且一般的ニ適用スルコトハ現在ノ狀
態ニ對シテ重要ナル改善ヲ確保スルノ効果有ルヘキニ因リ

本會議ハ國際聯盟理事會ニ對シ

千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ヲ未タ批
准セス又ハ之ニ加入セサル一切ノ聯盟國及其ノ他ノ國ニ右協定及條約
ヲ批准シ又ハ之ニ加入スルノ緊要ナルコトヲ力説セムコトヲ勸告ス

(植民地等ノ為既存ニ條約ニ加入ノ勸告)

二 本會議ハ人種及種族ノ如何ヲ問ハス婦人及兒童ノ保護ヲ確保セムコ
トヲ欲シ國際聯盟理事會カ婦人及兒童ノ売買問題ニ關スル千九百四年
五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ノ當事國並末タ右協約
及條約ニ加入セサル國ニ對シ其ノ植民地及屬領ノ為ニモ加入ヲ為スヘ
キ旨ヲ提議セムコトヲ勸告ス

(未遂及予備ノ処罰ニ關スル勸告)

三 本會議ハ國際聯盟理事會カ各國政府ニ對シ千九百十年五月四日ノ條
約第一條及第二條ニ定ムル犯罪ノミナラス右犯罪ノ未遂及法規ノ範圍
内ニ於テ其ノ予備ヲモ処罰スルノ規定ヲ設クヘキ旨ヲ提議セムコトヲ
勸告ス

(成年年齢ノ延長ニ關スル勸告)

四 本會議ハ國際聯盟理事會カ千九百四年ノ協定及千九百十年ノ條約ノ當事
國又ハ之ニ加入セムトスル國ニ對シ千九百十年ノ最終議定書(四項)ニ掲
ケタリ年令ヲ滿二十一才ニ延長シ、且右年令ヲ以テ最低限度(右最低
限度ニ付テハ各國ハ更ニ之ヲ高ムルコトヲ勸告セラルモノトス)ト
看做スヘキ旨定ムルコトヲ提議セムコトヲ勸告ス

(犯罪人引渡ニ關スル勸告)

五 千九百十年五月四日ノ條約第五條ニ關シ本會議ハ右條約第一條及第
二條ニ定メタル犯罪ノ処罰ノ為ニ最有力ナル措置ヲ執ルヘキコトヲ欲

スルニ因リ各國カ現行條約ニ於テ犯罪人引渡ヲ規定セザルトキハ前記
犯罪ニ付起訴セラレ又ハ有罪ト判決セラレタル者ヲ引渡シ又ハ之カ引
渡ヲ準備スルヲ其ノ權内ニ在ル一切ノ措置ヲ執ルヘキコトヲ勸告ス

(移民ノ出國及入國問題ニ關スル勸告)

六 本會議ハ移民ノ出國及入國問題ニ關シ一切ノ國カ婦人及兒童ノ売買
ヲ防遏スルニ必要ナル行政上及立法上ノ措置ヲ執ルヘキコトヲ勸告ス
本會議ハ特ニ單獨ニテ旅行スル婦人及兒童ニ付其ノ出發地及到着地ニ
於ケルノミナラス亦其ノ旅行中ニ於ケル保護ヲ与フルノ必要ニ關シ各
國政府ノ注意ヲ喚起ス

(國際移民委員會ニ對スル注意ノ喚起)

六ノ二 本會議ハ婦人及兒童ノ売買問題ニ關シ並國際協定中ニ挿入スル
コトアルヘキ確定的規定ヲ設クルノ望マシキコトニ關シ國際移民委員
會ノ注意ヲ喚起ス

(追放婦人ノ帰還ニ關スル勸告)

七 本會議ハ他國ノ官憲ニ依リ追放セラレ又ハ他國ニ滞在スルコトヲ拒
絶セラレタル婦人又ハ女児カ其ノ本國ニ帰還スルニ付便宜ヲ与フルヲ
協同措置ヲ採ルヘキ旨婦人及兒童ノ売買問題ニ關係アル國際協會ニ勸
誘セムコトヲ勸告ス

(揭示ニ關スル勸告)

八 千九百四年ノ協定第二條ニ關シ本會議ハ各國政府カ婦人及女児ニ對
シ犯罪ノ危險ヲ警告シ且宿泊及援助ヲ得ヘキ場所ヲ指示スル揭示ヲ停
車場及港ニ掲クルコトヲ確保スルヲ為鐵道及船舶会社ト交渉セムコトヲ
勸告ス

(職業紹介取締ニ關スル勸告)

九 本會議ハ職業紹介所ノ免許及監督ニ関シ未タ立法上又ハ行政上ノ措置ヲ執ラサル国カ他國ニ職業ヲ求ムル婦人及児童ノ保護ヲ確保スルニ必要ナル規則ヲ設ケルコトヲ約セムコトヲ勧告ス
(年報ノ供与ニ關スル勧告)

十 本會議ハ聯盟理事會カ聯盟規約第二十三條ハ從ヒ聯盟事務局ニ命シテ一切ノ聯盟國並千九百四年ノ協定及千九百十年ノ條約ノ一切ノ當事國ニ對シ婦人及児童ノ売買ヲ防遏スル為メノ執リ又ハ執ラムトスル措置ニ關スル年報ヲ事務局ニ供与スヘキ旨ヲ請フセシムコトヲ勧告ス
右報告ハ各國カ他國ノ得タル經驗ニ依リ裨益スルコトヲ得ル為一切ノ聯盟國並前記條約及協定ノ一切ノ當事國ニ其ノ全文又ハ摘要ヲ送付スヘシ事務局ハ之カ為各國政府ニ送付スヘキ實情書ヲ起草スルコトヲ得
本會議ハ又婦人及児童ノ売買ノ禁止ヲ目的トスル國際協會ニ其ノ事業年報ヲ事務局ニ供与スヘキ旨ヲ請フセムコトヲ勧告ス右年報ハ各國政府ノ年報ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ配付スヘシ
(諮問委員會設置ニ關スル勧告)

十一 本會議ハ國際聯盟ノ諮問機關トシテ五人又ハ六人ノ諸國代表委員及三人乃至五人ノ補助委員ヨリ成ル委員會ヲ組織シテ「婦人及児童ノ売買ニ關スル條約及協定ノ実施ノ一般監視」並本件ニ關スル一切ノ國際問題ニシテ委員會ノ審議ニ付セラルヘキモノニ付理事會ニ意見ヲ具申セシムヘキコトヲ勧告ス右委員會ハ何等ノ執行權又ハ直接權限ヲ有セサルヘシ
右委員會ノ委員ノ任命權ハ聯盟理事會ニ屬ス
尤モ本會議ハ次ノ勧告ヲ為スコトヲ望ムシト思惟ス
聯盟理事會ハ代表セラルヘキ國ヲ選定スルニ當リ成ルヘク一般の利

十三 本會議ハ「トレイト・デ・ブランシュ」醜態ヲ行ハシムル為ノ婦女売買ナル語ハ國際約定ノ本文ニ於テハ之ヲ「婦人及児童」ナル語ニ改ムヘキコトヲ勧告ス
(政治上又ハ軍事上ノ追放防遏ニ關スル勧告)

十四 本會議ハ政治上又ハ軍事上ノ目的ノ為ニスル婦人及児童ノ單獨又ハ集合的追放ノ婦人及児童ノ売買ニ及ボス結果ニ留意シタルニ因リ國際聯盟ニ對シ人道ニ反スル右処置ヲ防遏スル為關与セムコトヲ要求スルハ本會議ノ義務ナリト思惟ス
(諸協會ニ對スル謝意及通告ノ要請)

十五 本會議ハ本會議ニ勧告ヲ寄セタル諸協會ニ對シ謝意ヲ伝フルコト右勧告ハ特別委員會ノ審議ニ付セラレタルコト及右協會ノ關係セル問題ハ會議ニ於テ討議又ハ決定セラレタルコトヲ通告スヘキコトヲ聯盟事務局ニ要請ス
(未文)

本會議ハ代表者ノ署名シタル最終議定書ノ原本ニ通テ作成シ其ノ一通ハ之ヲ聯盟事務局ノ記録ニ寄託シ他ノ一通ヲ聯盟理事會ノ處理ニ委スヘキコトヲ決定ス
本會議ハ聯盟理事會カ千九百四年ノ協定及千九百十年ノ條約ヲ其ノ記錄ニ保存スルハ蘭西國政府ニ第二ノ原本ヲ送付スヘキ旨ノ希望ヲ表示ス認証書本ハ聯盟國及本會議ニ代表セラルル其ノ他ノ國ニ之ヲ送付スヘシ
右証書トシテ代表議員ハ本書ニ署名ス
千九百二十一年七月五日「ジュネーブ」ニ於テ原本ニ通テ作成ス
(署名入ル)

害及地理的的代表制ヲ考量スヘキコト並委員會中ノ一名ハ蘭西國政府(同政府ハ千九百四年ノ協定及千九百十年ノ條約ニ依リ一定ノ義務ヲ負担シ且右協定及條約ニ從ヒ一切ノ報遺ヲ蒐集スルコトヲ約シタリ同政府ハ更ニ右報遺ヲ事務局ニ供与スヘキモノトス)ノ代表者タルヘキコト
補助委員ハ
(一) 婦人及児童売買禁止國際事務局
(二) 國際婦人協會
(三) 各別又ハ共同ニ左ノ國際協會
(四) 女児保護協會
(五) 女児保護國際「カトリック」協會
(六) 各國女児保護協會聯合會
ヲ代表スヘキコト
諮問委員會ハ必要ニ應ジ聯盟理事會ノ要求ニ依リ會議ニ供与スヘキコト
各代表者ノ費用ハ其ノ代表スル國又ハ協會之ヲ負担スヘキコト
右委員會ハ婦人及児童ノ売買禁止ノ為ニスル公私努力ヲ聯絡及協調ヲ確保スル為補助委員ヲ介シテ各國内及國際機關ト接觸ヲ保ツヘキコト
(兒童売買問題ニ關スル勧告)

十二 本會議ハ各國政府カ児童ノ売買問題ヲ考慮スヘキコト並児童ニ從事スル者ノ搜索及処罰ノ為必要ナル調査ヲ為サシムヘキコトヲ勧告ス
尙本會議ハ各國政府カ其ノ養子ニ關スル民法ノ規定ニシテ充分ナル保護ヲ与ヘサルトキハ之ヲ改正スヘキコトヲ勧告ス
(「トレイト・デ・ブランシュ」ナル語ノ改正ノ勧告)

3 成年婦女女子売買の禁止のための國際條約 (一九三三年)

(外務省條約看做表による日本は加入してゐない)

第一条 何人であつても、他人の情慾を満足させるために、他國で行われる醜行を目的として成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は連れ去つた者は、本人の承諾を得た場合でも、この犯罪の構成要素である諸種の行為が異なつた國で遂行された場合でも処罰しなければならぬ。

未遂罪及び、法の範圍で、前記の犯罪の予備行為もまた、処罰しなければならぬこの條の適用上「國」という語は、当該締約國の殖民地及び保護領並びにその宗主權下の地域及び同締約國に統治が委任された地域を含む。

第二条 締約國は、現在その法令が前條に明記した犯罪に對処するに充分でないときは、この犯罪がその輕重に從つて処罰されることを確保するために必要な措置を採ることを約束する。

第三条 締約國は、この條約又は婦女及び児童の売買禁止に關する千九百十年及び千九百二十一年の條約に掲げた犯罪で、その構成要素である諸種の行為が異なつた國において遂行されたか又は遂行されようとしたものを行つたか、又はその行おうとした男女に關して、次の情報(又は当該國の法令の下で提出しうる類似の情報)を相互に通報することゝ約束する。

④ 有罪の判決の記録及び犯罪者に關して得られる有益な情報たとえ、性別、年齢、指紋、写真、警察の記録、犯行の手口等

⑤ 犯罪者に対し適用された入国拒否又は国外追放の措置に関する明細

これらの文書及び情報は、千九百四年五月十八日にパリにおいて締結された協定の第一条に従つて指定された官憲が、各事件ごとに関係国の官憲に対し、直接に且つ遅滞なく、また、できうれば犯罪、有罪の判決、入国拒否又は国外追放が正当に認定されたすべての場合に送付しなければならない。

第四条 この条約は千九百十年及び千九百二十一年の条約の解釈又は適用に關して締約国間に何らかの紛争が生じ、これが外交手段によつて満足に解決されなかつたときは、この紛争は、國際紛争の解決に關して締約国間に効力を有する協定に従つて解決しなければならない。

締約国間に有効なこのような協定が存在しないときは、この紛争は仲裁裁判又は司法的解決に附さなければならない。他の裁判所の選択に關して合意がない場合において、紛争中のすべての締約国が國際司法裁判所規程の當事國であるときは、この紛争は當事國のいずれか一の請求によつて、國際司法裁判所に付託しなければならない。また、紛争中のいずれかの締約国が國際司法裁判所規程の當事國でない場合は、國際紛争の平和的処理のための千九百七年十月十八日のヘーグ条約に従つて設立された仲裁裁判所に付託しなければならない。

第五条 フランス語及び英語の本文を双方共に正文とするこの条約は、今日の日付を有し、且つ、千九百三十四年四月一日に至るまで、國際連合のすべての加盟國及びこの条約を作成した會議に代表された非加盟國又は國際連合理事會が、その目的のためにこの条約の謄本を送付した加盟國による署名のために開放されるものとする。

4 人身売買及び売春により利益を得る行為の禁止に關する条約

一九五〇年三月二十一日レクサクセスにおいて署名された。

國際連合總會は左記条約を採択し、國際連合加盟諸國並びに國際連合の相當機關において参加を招請されることあるべき非國際連合加盟國が本条約に参加せんことを提案する。

昭和二十四年十二月二日
第二六四回國際連合總會において

添附書類一
条約本文

前文

売春及び売春の目的で人身を売買する附隨的惡徳が人間の尊嚴及び価値に反し、且つ個人、家族及び社会の福祉を危うくするが故に、婦人及兒童の人身売買禁止に關して

一 明治三十七年五月十八日の議案を行ひしむるための婦人の売買取締に關する國際協定（昭和二十三年十二月三日國際連合總會採択の議定書により修正）

二 明治四十三年五月四日の議案を行ひしむる為の婦女売買禁止に關する國際條約。

（前記議定書により修正）

三 大正十年九月三十日婦人及び兒童の売買禁止に關する國際條約。（昭和

第六條 この条約は批准されるものとする。千九百四十八年一月一日以後は批准書は國際連合事務總長に送付しなければならない。事務總長は、その受領をすべての國際連合加盟國及び事務總長が條約の謄本を送付した非加盟國に通告しなければならない。

第七條 國際連合加盟國は、この條約に加入することができる。

國際連合經濟社會理事會がこの條約を正式に通報することを決定することのある非加盟國についても同様とする。

加入者は、國際連合事務總長に送付しなければならない。

事務總長は、この受領をすべての國際連合加盟國及び事務總長が條約の謄本を送付した非加盟國に通告しなければならない。

第八條 この條約は、國際連合事務總長が二通の批准書又は加入書を受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

この條約は、その効力發生の日に事務總長が登録する。

その後の批准書又は加入書は、事務總長が受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

第九條 この條約は、國際連合事務總長にあてた通告によつて廢棄することができ、この廢棄は、廢棄通告の受領の一年後に、廢棄を通告した國に關してのみ効力を生ずる。

第十條 事務總長は、國際連合のすべての加盟國及び事務總長が條約の謄本を送付した非加盟國に對して、第九條に定めた廢棄を通報しなければならない。

この條約の第三項に基いてなされた宣言にかかわらず、第一条第三項は、適用される。

和二十二年十月二十日、國際連合總會採択の議定書により修正）

四 昭和八年十月十一日の成年婦女子売買の禁止のための國際條約（前記議定書により修正）

等の國際手段が現に講ぜられてゐるが故に

昭和十二年、國際連盟において前記諸國際手段の範圍を擴張する條約案が準備されたことがあるが故に。

昭和十二年以来の情勢の進展は、前記諸手段を強化する一條約の締結を可能とし、且つ、昭和十三年條約案及びその望ましい改正を具体化することを可能ならしめるが故に、

條約當事國は、ここに以下の規定するところに同意する。

第一条 この條約の締約國は、何人であつても、他人の情慾を満足させるために、

1 人を売春の目的で、その本人の承諾を得た場合でも、勧誘し、誘引し、又は連れ去り、

2 本人の承諾を得た場合でも人の売春により利益を得る行為をなす者を処罰することに同意する。

第二条 この條約の締約國は、更に

1 売春宿を占有し、管理し又は情を知つてその資金を提供若しくは提供に參加し他の者の売春の目的のために、情を知つて、建造物又はその他の場所若しくはそれらの一部を賃貸し又は提供した者を処罰することに同意する。

第三条 国内法の許す範圍において、第一条及び第二条に掲げた罪の未遂行為並びに予備行為も又処罰しなければならない。

第四条 国内法の許す範圍において、第一条及び第二条に掲げた行為に

故意に加功するものもまた処罰しなければならない。

国内法の許す範囲において、加功行為を処罰する必要を認めるときは何時でも別個の罪として取り扱はなければならない。

第五条 国内法によれば、被害者が本条約に掲げた各罪に関する訴訟手続の当事者たり得る場合は、外国人にも本国人と同じ条件の下に、同様の権利を付与しなければならない。

第六条 この条約の各締約国は、監督又は届出のために、売春に従事し、又は従事している疑のある者を特別に登録せしめ、又は特別の膏類を携帯せしめ、若しくはその他何らかの特殊の必要条件を要求するに必な現行の法律、規則又は行政規定を無効ならしめ、又は廃止するよう必要な措置を講ずることに同意する。

第七条 この条約に掲げた罪について、外国において、かつて有罪の判決をうけた事実が国内法の許す範囲で、

1 常習犯制度の確立

2 この種犯罪者から市民権の行使権のはく奪

等の目的の下に考慮しなければならない。

第八条 この条約の第一条及び第二条に掲げた罪は、この条約の締約国の何れかの間に締結された、又は締結されることがあるべき犯罪人引渡条約における犯人の引立を要する犯罪とみなさなければならない。

現行の条約によつて、条件附引渡を行つていない本条約の締約国は、今後、この条約の第一条又は第二条に掲げた罪を各当該国間における引渡を要する犯罪として承認しなければならない。

犯人引渡は、引渡の要求を受けた国の法律に従つて承諾されなければならない。

する文書を受領することとする。

前項第一号及び第三号の場合は、常に請求状の写の一通を請求された国の上級機関に送付しなければならない。

特に同意のない限り、請求状は請求国の国語によるものとする。但し、被請求国は請求国に対し何時でも自国語への翻訳、真正成立の証明を要求することができるこの条約の各締約国は、他の各締約国に対し、前記の形式、伝達方法として承認するものの一ないし二以上を通告しなければならない。

右通告がされるまでは、請求状の伝達についてのその国の現行手続を有効とする請求状の執行に当つて、その経費又は費用に關しては、鑑定人に対する費用を除く外いかなる種類のものに対しても弁済の要求をすることは得ない。

本条の規定は、この条約の締約国に対し、各その国内法に反した証拠の形式又は方法を探る義務を負わせるものと解釈してはならない。

第十四条 この条約の締約国は、この条約に掲げた罪に関する捜査の調査及び調査の結果を中央に集中せしめるための機関を設立し、これを維持しなければならない。

前項の機関は、この条約に掲げた罪の予防及び処罰を効果あらしめる一切の情報を収集し、且つ、他の諸国の相当機関と緊密な連絡を保持しなければならない。

第十五条 国内法の許す限り、且つ、前第十四条に掲げた機関としての担当当局が望ましいものとして判断する限りにおいて、右担当当局は他の諸国の相当機関に対し、

第九条 自国民の刑罰を法律上許されない国に於ては、その国民が外国においてこの条約の第一条又は第二条の罪を犯した後、自国に帰つた場合、この者を訴追しその国の裁判所において処罰しなければならない。

この条約締約国における同様事件において、外国人の引渡を承諾できない場合は、前項の規定を適用しない。

第十条 第九条の規定は、起訴された者が、外国において裁判を受け、その刑の執行を終り又はその外国の法律によつて刑を免除若しくは軽減されたものであるときは、適用しない。

第十一条 この条約のいかなる規定も、国際法の下における刑事裁判権の限界に関する一般問題に対する締約国の態度を決定するものとして解決してはならない。

第十二条 この条約は、それが犯罪とされる行為は、各当該国の法律に従つて定義され訴追され、且つ、罰せられるものとする原則に消長をもたらずものではない。

第十三条 この条約の締約国は、この条約に掲げられた罪に関する請求状を国内法及び手続に従い執行する責を負う。

請求状の伝達は左記の場合、有効とする。

1 司法当局間の直接通信

2 両国司法省間の直接通信又は請求国の主管当局から被請求国の司法省に対する直接通信

3 被請求国駐在の請求国外交若しくは領事代表を経由

右外交代表等は、直接主管司法当局又は被請求国政府の指定する当局に請求状を送付し、これらの当局から直接、請求状の執行に關

1 この条約に掲げた罪又はかかる罪を犯そうと企図した事件の詳細並びにこの条約に掲げた罪に關し行われた捜査、訴追、逮捕、有罪判決及びかかる罪により有罪とされた者の入国拒否又は国外追放、かかる者の動向及びその他かかる者について有用の情報を提供しなければならない。

前項により提供する情報は、犯人の人相書、指紋、写真、犯行の手口、警察の記録及び判決記録等を含むものとする。

第十六条 この条約の締約国は、売春の防止及び売春、若しくはこの条約に掲げた罪による被害者の厚生並びに社会的調和のための措置を講じ、又は公私の教育、保健社会、経済及び他の関係機関を通じて、かかる措置が講ぜられるよう奨励することに同意する。

第十七条 この条約の締約国は、出入国に關し、この条約に基く義務条件として要求されるところに従い、売春目的による男女両性の人身売買につき取調を行う措置を執り、且つ、維持しなければならない。

特に各締約国は

1 出入国者、特に婦人、児童を到着地、出発地、旅行途中の何れに於いても保護するために必要な規則を設け、

2 一般の前項の人身売買の危険を警告するために適当な広報措置を講じ、

3 売春の目的の国際人身売買を防止するために、鉄道停車場、空港、海港及び旅行途中その他の場所における監視のために適切な措置を講じ、

4 主管機関がかかる人身売買の主犯及び共犯又は被害者と外見上疑われる者の到着につき情報を得られるよう適切な措置を講じなければ

ばならない。

第十八条 この条約の締約国は外国人である売春婦の身許及び身分を明らかにし、且つ、何人がその者をしその本国から離れしめたかを発見するために、国内法の条件に従い、その者から陳述を聴かなければならぬ。

この陳述によつて得た情報は、それらの者を終局的に送還するため、本国の当局に通報することとする。

第十九条 この条約の締約国は、国内法の条件に従い、また違反行為に對する訴追その他の処分に妨げとならない限り、且つ可能な限りにおいて

1 売春目的の国際人身売買の犠被害者に対する送還措置が完了するまでの間、これらの者を一時的に保護、扶養するために適当な規定を設けなければならない。

2 第十八条に掲げた者で、自ら送還されることを希望し、それらの者を主管する執行機関から請求され、又は法律に従い退去を命ぜられた者を送還しなければならない。

この送還は、その目的地たる国との間に、送還されるべき者の身許、国籍並びに到着地及び国境に到着する月日等につき同意がなければ執行することができない。この条約の各締約国は、かかる者の自国領土内通過につき便宜を与えることとする。

前項に掲げた者が、自ら送還費用を弁済できず、且つ、他に代つて弁済し得べき配偶者、親戚、保護者等の何れもがないときは、最近の国境線、乗船港又は本国向け空港に至るまでの費用を、それらの者の滞在する国において負担し、その後の部分の旅費はそれらの

者の属する本国において負担することとする。

第二十條 この条約の締約国は、もし今までにその措置をとつていなければ、求職者特に婦人、児童が売春の危険にさらされるのを防止するために職業紹介機関を監督するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一條 この条約の締約国は、本条約の目的に關係ある既存の法令を国際連合事務総長に通報するとともに、今後、毎年公布せらるべき法令並びにこの条約の適用に關し執つた一切の措置を通報しなければならない。

事務総長は、右により受領した情報を定期的に公刊し、且つ、全国際連合加盟国及び第二十三條によりこの条約を公式に通報した非加盟国に送付する。

第二十二條 この条約の解釈につき締約国の間に何らかの紛争が生じ、且つ、これが他の手段で解決されないときは、この紛争は、当事国の何れか一方の請求によつて、これを国際司法裁判所に付託しなければならない。

第二十三條 この条約は、国際連合加盟国及び経済、社会委員会から招請を發せられたその他の国による署名のために開放されるものとする。

この条約は批准されるものとし、批准書は国際連合事務総長に寄託しなければならない。

第一項に掲げた、この条約に調印しなかつた国はこの条約に加入することができ、加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて効力を生ずる。

この条約の目的のために「国」という語は、調印国又は加入国の全植民地、信託統治領及びその国が國際的に責任を負うすべての領土を言う。

第二十四條 この条約は、第二番目の批准書又は加入書の寄託があつた日から九十日の後に効力を生ずる。

この条約は、第二番目の批准書寄託があつた後に本条約を批准し又は本条約に加入する国に対しては、本条約は、それらの国が批准書又は加入書を寄託した日から九十日の後に効力を生ずる。

第二十五條 この条約発効後、五年経過した後は、本条約の締約国は、国際連合事務総長にあつた文書通告によつてこの条約の廢棄を宣言することができる。

この廢棄は、國際連合事務総長が廢棄通告を受領した日から一年後に廢棄を通告した国について効力を生じる。

第二十六條 國際連合事務総長は、全國際連合加盟国及び第二十三條に掲げた非加盟国に対し、

(I) 第二十三條により受領した、調印、批准及び加入

(II) 第二十四條による本条約発効の日

(V) 第二十五條により受領した廢棄通告を通報しなければならない。

第二十七條 この条約の各締約国は、各その憲法に従い、立法又はその他のこの条約の適用を確保するために必要とする措置を講じなければならない。

第二十八條 この条約前文第二條第一号ないし第四号に掲げた國際手段の各条項はこの条約各締約間の關係においては、本条約の規定によつ

て置き換えられるものとし、且つ、前記各國際手段の各締約国がすべてこの条約の締約国となつたときは、前記各國際手段は終結したものとみなされなければならない。

最終議定書

この条約のいかなる規定も、人身売買及び娼寮目的のために他の者をさく取する行為の禁止を確保するために、この条約の規定するところにより、より嚴重な条件を科す立法を妨げるものと見なしてはならない。

この条約の第二十三條ないし第二十六條の規定は、本議定書にも準用する。

註 右のうち(1)の条約はすでに我が国が加入しているものであり(3)の条約については、最近國際連合から加入の勧告を受けているものである。(4)の条約は最近日本政府に送付されたもので、まだ我が国は加入していない。

一九五五年八月十五日 印刷
一九五五年八月二十日 発行

売春に関する法令

東京都千代田区大手町一ノ七
編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都新宿区花園町六四
印刷所 信陽堂印刷株式会社